

平成 23 年 第 2 回 東彼杵町議会定例会会議録

平成 23 年第 1 回東彼杵町議会定例会は、平成 23 年 6 月 22 日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 福田 修 君	2 番 橋村 孝彦 君
3 番 浪瀬 真吾 君	4 番 堀 進一郎 君
5 番 滝川 初夫 君	6 番 吉永 秀俊 君
7 番 佐藤 隆善 君	8 番 樋口 庄次郎君
9 番 岡田 伊一郎君	10 番 後城 一雄 君
11 番 本下 利之 君	12 番 森 敏則 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし。

3 地方自治法第 121 条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長 渡邊 悟 君	教 育 長 今道 大祐 君
総 務 課 長 森 隆志 君	建 設 課 長 山田 聡 君
産業振興課長 原田 尚登 君	町民生活課長 林田 政佳 君
農 委 局 長 (原田 尚登) 君	町民福祉課長 三根 貞彦 君
水 道 課 長 西坂 孝良 君	財政管財課長 下野 慶計 君
教 育 次 長 山口 章 君	選挙管理委員長 嶋田 佐土美君

4 書記は次のとおりである

議会事務局長 上杉 房男 君	書 記 湯藤 美絵子 君
----------------	--------------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1 一般質問

開 会 (午前9時30分)

○議長 (森敏則君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長 (森敏則君)

日程第1、一般質問を行います。

質問の方式は一問一答の方式、質問時間は執行部答弁を含めて60分以内、制限時間の2分前には告知ベルを鳴らします。

尚、質問、答弁とも簡潔明解にお願いします。

順番に発言を許します。

2番議員、橋村孝彦君の発言を許します。

橋村孝彦君。

○2番 (橋村孝彦君)

皆さんおはようございます。

本日はたくさんの傍聴の方々において頂きありがとうございました。これほど多くの傍聴者は久々でございます。新町長に対する期待の大きさなのかなと私は受け止めておりますけども、今回の議会の特徴と言いますと、あらゆるところに渡邊カラー、新町長カラーというものが見受けられます。

例えば条例改定とかまちづくり課の新設とか、そういったものがたくさんございますし、私はその中で一点に絞って町長の給与50%カットについてお尋ねを致します。

この度は渡邊新町長の御就任、誠におめでとうございます。町長が代わられ、町民は新町長の活躍に期待を持って、本町の発展を願っておられることと思います。私達議員も議会の役割と責任を果たしながら、執行部と共に町民の幸せと本町の発展のために寄与したいと考えております。

さて今回、町長になられて初めての所信表明で明言されました町長給与50%カットについてお尋ね致します。

この事は立候補に際しましても公言され、マスコミ等で大きく報道されました。

この町長給与50%は町内外に大きなインパクトを与えました。

特に町民は大きな関心を寄せ賞賛の声や疑問視する声が錯綜しておりました。

昨今の我が国の選挙の結果を見ますと、いわゆる劇場型といいますか、改革型といいますか、有権者に大きなインパクトを与えた候補者が当選するという傾向にあるように

見受けられます。

例を挙げますと、阿久根市の前市長の議会批判、公務員批判型、宮崎の東国原前知事のどげんかせんばいかんなど有名であります、特に名古屋の河村市長の減税日本は有権者に大いに受けました。

また、最近では地方の組長5%、10%はあたりまえで、最近では30%、50%まで現れる現状であり、まるで組長給与のダンピング合戦のように見受けられます。

この方々はそれぞれ有能であり、私が論評するにはおよびませんが、ややもすると大衆受けを狙ったパフォーマンスに走る傾向も指摘されております。

まさに賢者が大衆を意識し、愚者に成り下がる形成を感じます。

これが実態なら我が国の政治や経済に対する概念に若干の疑問を禁じ得ません。

決して、渡邊町長がパフォーマンスであったとっているわけではございません。

一般論ですので誤解のないようお願い致します。

しかし、如何なる手段手法を使おうと、勝てば官軍負ければ賊軍である事を肝に銘じながらもルールを守り節度ある選挙を望みたいものであります。

前段が長くなりましたが本題に入りたいと思います。

町長給与半額は、平成21年佐賀県の上峰町で30歳の若き新町長が提案し議会から否決された事案があります。

その時の世論は議会の常識が示されたとの論評や、若き町長の改革を議会が阻止したとの賛否両論に分かれました。

かつて日本の町村での組長は無給無報酬であった時代がありました。

その結果、富豪や地方の名士でないと組長にはなれませんでした。これでは経済的弱者は組長になれないばかりか、参政権まで奪うのに等しいのであります。

そこで政治家に適正な報酬を与える事は富める者もそうでない者も等しく政治に参加する為、必要不可欠なものであります。

つまり誰でもが組長議員選挙の候補者になれる環境が議会制民主主義の大原則であります。

だからこそ、我が町の議会議員候補者は公務員卒業生が半数を占めるという前例のない素晴らしい選挙になったわけであります。

そこで次に質問致します。

一つ、これはマニフェストなのか。

二つ目、その目的と効果、又、成果の予想は。

三つ、その他、一般職員との給与格差僅少の整合性は。

四つ、50%カットは副町長、教育長まで及ぶのか、又、一般職にも減額を望まれるのか。

五つ、ご自身の在職中は継続されるのか、又は期限付き条例とされるのか。

以上、お尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

改めましておはようございます。

今日朝から役場に来まして決済の書類を通したところ、突然こういう新聞がでてまいりました。

これは、牟田会長がされております長崎県地域婦人団体連合会の新聞でございます。

そのトップにそのぎ茶が載っております、この場を借りてお礼申し上げます。

私就任で今日が丁度丸一ヶ月でございます。

5月22日でございますので丁度一ヶ月目でございます。

そこで一般質問の機会をいただきまして、ただいまからお答え致します。

まず、橋村議員の町長給与50%カットの整合性についてということで議員のほうから今までの町長給与のあり方なり、経緯なりをご説明いただきましたけども、私につきましては、まず一点目のマニフェストなのかということでございますが、これは私の感覚では定義が定かでないでございますので、今日町民の皆さん方もたくさんお見えでございますので分かりやすく言いますと、給与50%カットは選挙公約ということでございます。

次に、その目的と効果の予想は、又、成果の予想はとございますが、今回の町長給与50%につきましては私の生活スタイルです。

私の暮らし方ということで、この40年間お世話になったということで感謝の気持ち、そういう気持ちで減額致しております。

その目的につきましては、これから町民のみなさまと一緒に対応しながらどんなまちづくりをしようかとそういう対話をして、住民スタイルのまちづくりから上がってきた費用に当てようと考えております。

したがって私がご飯を2杯食べています。

1杯を私が食べましてあと1杯を町民の皆様で食べていただくとそういう考えでございます。

従ってパフォーマンスではございません。

そういう皆さんのためにということで、私の生活スタイルからでできた発想でありますので若干いままでのやり方とは違うんじゃないかと考えております。

町長給与を4年間削減しますと1年間に約6,000千円、これが4年間で掛けますと24,000千円です。

24,000千円が速、効果です。

カットしたという事は効果があります。

それを今からさっき言いました、そういうまちづくりに当てて効果は必ず出るだろうと思っております。

それから次に、その他一般職員との給与格差僅少の整合性はとございますが、これにつきましては、町長給与というのは町の特別職等の審議改選でございます。

いわゆる町長とか助役とか教育長とか消防団長さんとか。そういう特別席におられる方の給与は審議会ということで審議をしまして、そしてこの金額がいいですよということで諮問をします。

それをもって町長が決定して決めるわけですけども、それでいきますと現在の740千円です。

私はそれが740千円が整合性がとれた金額とっております。

だからそれと一般職とどうかということでございますが、それは一般職とは審議会も一般職も給与を見ながら隣接の市町村等の給与ですか、その辺も見ながら決定されると思いますので、その740千円と一般職とは均衡がとれているとっております。

だから私の給料とは全く整合性はとれておりません。

そういうことでございます。

それから、50%カットは副町長、教育長にまで及ぶのか、又、一般職にも減額を望まれるのかですが、副町長、教育長については今後検討致します。

一般職については職員それぞれ生活設計がございます。

例えば子育てとか教育とか住宅ローンの返済などございますので、私がここで減額するのは考えておりません。

やっぱり職員は財産ですのでしっかり働いていただきます。

最後になりましたけども、私の在職中は継続されるのか、又期限付き条例とするのかということでございますが、これにつきましては、就任しましてから4年間上げてくれということで総務課にもお願いしましたけども、会計の取扱とか或いは予算計上の仕方とかありまして4年間はだめですよ。

1年1年時限立法という方法であげて下さい。

ですからやむを得ず、それ以降ということで今回一年間分3月31日までの給与を50%ということで今回の議会に上げているわけでございます。

登壇での答弁は以上で説明を終わります。

宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

どうもありがとうございました。

まず私の考え方といいますか、まず最初に述べときますけどもこの案件につきましては、私はまず反対するつもりはございません。

なぜならなぜかといいますと、せっかく新町長になられているんな意味で改革をしようとしております。

そういった中で結果といいますか、成果の出ないうちにまず私は反対するような事はしない、そういうつもりであります。

従いまして今日の質問は論理的整合性に狭めてお尋ねしたいと思います。

まず確認ですけど先程年間6,000千円とかいう数字をおっしゃいましたよね。

あの議案書で見ますと、これは副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、そこには、・・第2条町長の平成23年4月から24年3月の給料はっていう分があります。

私は当初思っていたのは、給料を減額されるのではないかと思ったわけです。

つまり給料と給与の違いです。先程の町長の説明で行きますと年間6,000千円、私も実は計算してきたんです。

本則で行きますと740千円ですよ、740千円の半額で340千円、これの掛け12は4,440千円プラス賞与ですね、年間2.95ですか。若干アバウトですけど大きい気がしますけども、いわゆる町長は議案書に載ってる給料ではなくて給与全て、期末手当だとか給与、そういうもの全てを半額されるということですか。

○議長（森敏則君）

町長。

概略でご説明しますと非常にご理解がなかったと思いますけども私は給与でいきます。

給与というのは勿論給料もは入ります。

それからいわゆるボーナスですね、ボーナスも入ります。

それにいわゆる病院代とか退職金だとかいう共済費というのがございます。

病院に掛かる費用そういう共済費まで含めまして全体額で13,458千円位で減額しますと、6,729千円、だからこれを概略約6,000千円と表現致しました。

そういうことでご理解願いたいと思います。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

ということはボーナスとも含めた部分の管轄とされるという事ですね。

わかりました。

という事は自分はお金があるから半額でいい、半分はもらってですよ。

政治は、自分のためにあるわけではないのです。

町長の給与を半額にしたところで、町民に対する全体的利益こういったものは私はわずかだと思っているのですけど。

いかかですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これは、わずかではなくて貴重な税金、本当、税金です、貴重に使います。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

町長にお尋ねしますが、町長は労働者とお考えですか。

それとも昔のように特権階級をもった組長、どちらだと受け止めていますか。

○議長（森敏則君）

町長。

町民の代表で広僕でございます。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

広僕といえばきれいな言葉ですけど、私的受け止め方であれば、私は労働者と思っているのです。働く人。

職員も労働者です。私達議員も実は労働者だと、私は思っております。

議員は労働者というよりも町民の下部であるべきだとは思っておりますけどいつも。

労働者といいますと、労働者の賃金が下がるということは、社会全体の平均給与が実は下がるということなのです。

ということは世の中にお金が回らないです。

お金が回らないという事は消費が下がるということです。

消費が下がれば景気が悪くなる。

よって税率もさがると、そうすれば又給料を下げざるをえない。

結果としてしてそういう結果は経済的には悪い、まさにこれはデフレスパイラルの見本そういう感じが非常にするのですが、そこら辺についてはいかがお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○2番（橋村孝彦君）

私が給料半分もらって後半分は、まちづくりに使うわけですから、まちづくりもまた消費をするわけですから、消費は全く変わらないと思います。

逆にそのわずかなお金で、いわゆるまちづくりが意外な展開に進んだときに逆に効果があるのではないかと思っております。

それとそういう考え方で町民の方が、意識の改革ですか、まちづくりをしようというそういう効果が現れれば私は充分だと思っております。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

議案第 37 号の中に、これはこれから出るのですけど私達は既に頂いておりますので読ましてもらいましたけども提案の理由に、現国家の経済情勢町財政等を踏まえ町長の給与を減額する本案を提出するということが書いていることです。

マイナス理論ですよ。

先程余った金をなんかに使ういわゆる行政のために使うというお話でしたけども行政に支出する金っていうのは必要経費の範疇なのです。

町長の給料が半額っていうことは、実は余ったっていうことですよ。

他に消費するっていうのが、これが実は消費を上げる本当の意味でのいわゆる消費拡大アップいわゆる経済に対する効果と私は思っているのですけども、どうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

カットしたお金に名前が付くわけではございませんので、何処にどう配分されるか分かりませんが、そのお金が他の経費に使われるというのは、それは無駄遣いじゃないし、或いは勿論経済効果も出で来るわけですから、私の場合はまちづくりにそういう経費も当てようということですので、前回の選出の議会でも何方かご質問がありましたように、今回のまちづくりという私の発想はまず地域から役場で待つんじゃなくて地域から、地域の方から地域のためになるようなまちづくりをしようと、ですから地域で何かしようと上げてもらえば経費に使うという事は色々有るでしょうから、ものを買う場合も有るでしょうし、色々祭の費用に使う事も有るでしょうし、色々各地域で発想していただいで、そういう無駄遣いがないように発想してやって、そして、まちを活性化したいと考えておりますので、そういう発想で行けば、私は充分経済効果もいわゆる意識改革とかいう波及効果、当然でてくと思いますので、私の給与の半分例えば無駄に使われるような事はまず無いと思います。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

最近非常に気になるのですけど、そういう論調が非常に実は多いのです。

町の首長で、その財政が厳しいからなるべく政策費を節約しようと、それはもう非常に良いことなのですけども、いわゆる日本の経済が非常に低迷しているという一つの原因はデフレということもありますから、金を使わないことが経済をあげる手段ではなくて実は世の中に金が回るということが実は経済が向上すると思うんですよ。

ですから、町長は無駄には使わないということですから、当然無駄に使ってもらっては困るわけですから町民の公の利益になることに一つお使いいただければなと思っています。

それと、一般職員との給与の格差僅少の整合性、当然これで行きますと、課長クラス

より下がる事があり、当然、これでいいということですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程も申しましたとおり職員、いわゆる整合性で行きますと先程言いました、審議会の給料740千円と職員の給料っていうのが整合性だと思っております。

ですから特殊な私のわがままでそういう減額をしておりますので、一般職から当然下がるのは当たり前だと思っております。

確かに410千円くらいですか、職員の一番高い給料が私が370千円くらいですか、給料がそうなりますけども、それはそれで私はもうしっかり頑張っていこうと思っておりますので、逆に職員の方は一生懸命それ以上に頑張してほしいと期待感をもっています。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

先程労働者という言葉が使いましたけど、報酬とか給与とかいうのは労働の対価なのです。

対価の基準というのは、経験だとか能力だとか責任の度合い、学歴等もあるでしょうけども、そういったもので対価というのは評価されます。

民間会社で行けば平より課長、課長より部長、部長より役員、社長と高いのは当然です。

これが資本主義社会の、賃金体系の基本なのです。

これはやっぱりそういったことからいけば、私は若干疑問があるのですけども、特にやっぱり課長クラスになりますと、給料が町長よりちょっと自分の方が高かったとなりますとやっぱり自慢にならないです。

やっぱり若干気の毒だと思われる部分もあると思うのですが、そこら辺総務課長あたりどうですか。

申し訳ないですけど、町長より給料が安いという部分に関しては。

○議長（森敏則君）

橋村議員、町長に対しての質問をお願いします。

○2番（橋村孝彦君）

そうですね、すみません。

いいですか、町長、そこら辺の、職員に対する思いやりと言いますか、そこら辺の気の毒だという部分もあるのではないかと思うのです。

そこら辺についてはどうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

職員に対しては全く私は気にしておりません。

当たり前ですから職員は今の給料通りしっかり頑張ってもらってまちづくりをして頂きます。

いわゆる逆に私がそれだけしてもっと頑張ろうって気持ちになってくれないかなという気持ちでおりますので、どしどしまちづくりのために意見等を言って頂いて、私を逆に励ましてもらって、しっかり町長やれ、というくらいに激励をお願いしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

それなら課長さん方は町長より、給料が高いのだから大いに一つ頑張ってもらいたいなと思っております。

先程と順番が違いますけど、一般職員の減額を望まれるのか、という項目がございましたけど、質問書の順序がちょっとあれだったので関連しますけど、ここら辺についても、もう一緒にお尋ねをしたいと思っておりますけども先程の町長のお話の中で行けば、職員は減額されないということですよ。

実はその事は私も同じ考え方を持っております。

やっぱり最近公務委員違反とかですね、当然議会もなんですけどもそういった論調が非常に多いですけども大衆受けを狙っているのかどうか分かりませんが、私は公務員は労働協約権がございませんし、そういった方々に一方的に減額を望まれるという事は私はあまり好ましいことではないと思っております。

特にやっぱり本町あたりでは学卒者の受け入れ先、就職先がないような町に於いては優秀な人材はやっぱり町職員辺りに残って頂きたい、もし今のようないわゆるパッシングだとか一方的に減額しろとかいうことになれば、優秀な若い人材は町外に出て行ってしまふ、やっぱりそこら辺はね、是非そういう形でいって頂ければよろしいかなと思っております。

次の教育長、副長ですよ、これはまだというこれからのということですけども、私は、いわゆる副長、教育長はというのは当然町長が任命されるわけですから当然その時その時の町長の、いわゆる頼りになる方腹心ね、女房役ですから当然そういった方々を任命されると思っております。

つまり今回、町長が新しく代わられて色々な意味で改革をされようとしております。当然それに賛同される方で無いといけないと私は思うわけです。

当然、私だったらそこら辺も含めて判断すべきだと思っております。

だから今回、先々どうされるかそこら辺についてはどういうふうな見解ですか。

今後検討といわれましたけども。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず本来ならば今回合わせて、給料で改正を上げた方がいいのでしょうか、私もさっきも言いました様に就任丁度今日で一ヶ月目ですので、なかなか条例を提出する時期が、さっき言いました私の4年間分あげてくれっていう相談をしましたようになかなかその辺の協議が進んでないわけですけど、副町長、教育長につきましてはですね9月の議会でお願しようかと考えております。

従いましてそういう減額のお願ひも、合わせて行うように考えておりますので今率が何パーセント減額とはここで申しませんが、そういう考え方で同調していただける方それとそういういわゆる賃金体系の環境におられる方、早い話が退職をされたような方、そういう方に就任のお願ひをすれば、そういう経費もまた浮きますのでそれもまた使えますので、そういう我々が節減をして職員には一生懸命働いてまちづくりをしていこうという姿勢でございますのでご理解をお願いしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

町長の給与半額というのは、私は町長が、これからいろんな事を改革していこう、変えていこうと一つの現われだと私は受け止めているのです。

単に給与だけの問題ではなくて広い意味でのいわゆる改革をしようとされているのだと私は受け止めているのです。

そういった意味で次どなたが副長に上がって来られるのか、まだ公表されていませんのであれですけども、そういった広い意味でのいわゆる改革と一緒にやろうとこう理解されているのでしょうか。

そこら辺はどうですか。

そこら辺も含めて人選されているのでしょうかから、将来的には給料も半分なるよということもいわれているのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員のおっしゃる通り、いわゆるそういうまちづくりの考え方はもちろん副町長、教育長にも、お話をしております。

概ねそういう考え方には同意をされておりますので、是非そういう形になるか思っております。

そういう状況になるものと思っております。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2 番（橋村孝彦君）

わかりました。

単に、町長が給料半分だから、自分達もしないといけない、というふうな単純なあれじゃなくてそういうことを理解されているなら大いに期待したいと思います。

実は、南島原市ご存知ですよ。

口之津とか加津佐あそこらへん何町でしたか、有家とか八町あそこで去年でしたか、副市長を実は公募された、ね。

その時の応募文言が、限られた財源を生かす経営感覚と手腕のある人を求めるといって副町長を実は公募したんですよ。

その時の報酬が実は 10,000 千円その時応募者が確かね、250 人近くだったと思うのですが、その結果はご承知だと思いますけどハウステンボスの元専務の高田氏、高田誠一氏が選任されたということですが、この方は私も個人的に何回かお会いしたりして酒や飲んだ事も色々おもしろいかたでね、経済的なこととかマネージメント或いは国際改革いろんな意味で企画力とか優れた方ですが、南島市はよくこういう事を行ったなと思って私は結果といいますか経過は

私はそういったことも興味を持って実は見ているのです。

例えばこれも一般論になりますけども、ほとんどがやっぱり副長さんとか教育長さんもいらっしゃいますけどもほとんど職員上がりさんが副長さんになられる、学校の校長さん上がりが教育長さんになられるちょっと御幣があるかもしれませんがお許しください、こういう方々っていうのは確かにキャリアがあって優秀な方が非常に多い、それは私もわかりますけども、この方々たちはどちらかといえば金のあるほうです。

退職金も数千万円、どれくらいか知りませんが、やっぱりそういった意味で町長がこれからやろうと改革されようという方々が、うちの町のことじゃなくて一般論として受け止めて下さいよね。

そういう改革、町長が望まれる改革そういった物まで理解されているのか、或いは出来るのかっていう複雑な疑問もあるわけです。

ですからそういった南島原市みたいなそういった施策というのも非常に必要じゃないかと実は思ったりもしているのです。

だからうちの町辺りにはそういったものも必要じゃないかと思いますが、そういう考え方というのは選任の前に無かったですか。

どうなのですか。

○議長（森敏則君）

橋村議員、今の質問は通告書と随分ずれてきておりますが、町長答えられますか。

大丈夫ですか。

○2 番（橋村孝彦君）

ちょっと待ってください。

通告書とはずれていませんよ、ね。

副町長の任務に及ばれるかという事は、選任の有無において、こういう考え方は無かったのかということをおっしゃっているのですから。

○議長（森敏則君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時5分）

再開（午前10時6分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

町長。

○町長（渡邊悟君）

先程のご質問件ですけれども、それは私の今までの40年の経験で行きますと、確かに副町長にそういう方を据えて、プロフェッショナルを据えてやっても良いのですけれどもごく専門的な事で、所謂、行政を知らずやらないと私はあまりいい結果は出ないと思っております。

従いまして県の職員さん辺りも非常に、例えば東京の三越デパートから営業本部長が来るとかしていますけれども、そんなたやすいものじゃないものですから、そういう専門家じゃなくて本当に専門家を入れるなら、職員も確かに私も40年やってきましてごく専門的な事については、やっぱり専門家を入れないと無理です、はっきり言わせて。

ですから冒頭も予算計上しておりますけれども、アドバイザーの委託料を上げておりますけれどもそういうケースバイケースで、その時その時々に合わせてそういう専門家を入れて議論をしてもらって、提案をもらったほうが経費的にも長期間にわたって所謂、在籍をもらうよりも部分部分で雇った方がはるかにいいかなと思っております。

以上です。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

わかりました。

そういう事で受け止めときたいと思っております。

次は、在職中は継続されるのか、マニフェストというということですが、条例の縛り等があつて1年1年ということですから私はこの言葉を聞いたときは当然4年間という受け止め方を実はしたんです。まずは条例の縛りで1年1年ということでございませぬけれども、ご自身は4年間と思っておられるのですよね。どうなのですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

それも先程説明しました通り、当初から4年間ということで交渉しましたがけれども駄目だったものですから時限立法で1年ということになりました。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

それはわかるのです。

とりあえず私がいま聞いたのは聞き方が悪かったかもしれませんが、一年後にまた条例改定をされますかということです。

宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私の任期中はすべてそういう形でやらさせていただきます。

○議長（森敏則君）

橋村君。

○2番（橋村孝彦君）

わかりました。

そういうことで一つ宜しくお願ひしたいと思います。

最後ですけども、給与半額このことは私は非常にまあいいと思うんです。

ただ、自分はお金があるから手弁当で、庶民のために働く、あり余ったお金は庶民に還元する、精神で、志のあることなら私も同感です。しかし、高いか安いかというのは価値観の相違ですよ、誤差の範囲ですからそういうことで財政難を乗り切る根本的な、私は解決策の実は表れ、それはもう個人的な考えですけども。

財政問題と給与削減っていうのは私は別の時点の話とと思っているのです。

そこら辺についてはどうですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

なんか同じことばかり言っているものですから、どこまで応えたか分からないようになりましたが、確かに橋村議員の言われる事も分かるのです。

ありがたくお受けします。

ですから本来、740千円もらってもいいのですけども私の生活スタイルで、金を持っているからなんとか、という話じゃなくてですね、40年間のお礼という気持ちです。

単純に私の生活スタイルです。

だから言葉は悪いですが、皆さんにはあんまり干渉されたくないのです。

私の事ですから、私は私でやっていきますので町民の皆さん見ていてくださいと言う感じで本来言いたいのですけれども、そこまで言えば語弊がありますけれどもそういう気持ちで頑張ろうの一言です。

宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

橋村君。

傍聴席に注意致します。

本会議中語静粛にお願い致します。

○2番（橋村孝彦君）

冒頭申し上げました。

私は反対する為に実は言っているのじゃなくて、理論的整合性があるのか、ないのか実はお尋ねをしているつもりですけれども、後ろの方から色々な声が聞こえてきますけれども、決して私はそういう事をいっているのではございません。

特にこれから地方分権、地方主権が叫ばれます。

そういった中で、地方の経営能力は大いに問われます。

それは当然我々議員においても一緒です。

やっぱりこれからの地方のあり方ということを考えていけば財政力が非常に大きな問題です。

こういう事は責任もって執行するためにも、是非そういう理論的なことの整合性を保ちながらやって頂きたい。

特に、町を変えるのは首長なのです。

我々議員ではなんととも如何しがたい。

やっぱり首長だからこそ、変えられる本当の人ですから、やっぱりそういう事を考えながら既得権いかんとか、既存勢力とかに惑わされず、自分の理論でやってもらいたい。

我々もともにやっぱり粉骨砕身町長と一緒にやってこれからのまちづくりのために尽くしたいと思っておりますので、拙い話で今日は申し訳ありませんでしたけれども、宜しく申し上げます。

今日はどうもありがとうございました。

○議長（森敏則君）

以上で2番議員、橋村孝彦君の質問を終わります。

ここでトイレ休憩を10分取ります。

10時25分に再開致します。

暫時休憩（午前 10 時 15 分）

再 開（午前 10 時 25 分）

○議長（森敏則君）

それでは休憩前に戻り会議を続けます。

次に 11 番議員、本下利之君の質問を許します。

○議長（森敏則君）

11 番議員、本下君。

○11 番(本下利之君)

先に通告しておりました 3 件を質問致します。

一番目に公職選挙法の提案についてということで、先の選挙期間中の出来事が気になりましたものですからここに採り上げております。

政治活動用氏名看板これに対して、裏返しされたり、或いは見えないところに移動されたりと、そういった嫌がらせで陰湿な行為が発生を致しました。

精神的に痛手を受けて怒り心頭でございましたけれども、期間中は心頭滅却すれば火もまた涼しとの気持ちで耐えてきました。

期間終了後に公選法違反にかかるのではないかと、選挙管理委員会に調査依頼を致しました。

その結果は、なんら違法性は無いとのことでありました。

現に選挙管理委員会に届けて証票まで貼っているその看板なのにと、そういう気持ちでありました。

それを問えないとすれば大変遺憾であると、何らかの違反行為として取り締まり出来るような公選法を改正する必要があるのではないかとということで、町選管には他の市町村と連携をして、この意見書を県の選管に提出すると、そういった事は出来ないのか。選挙管理委員長にお尋ねを致したいと思えます。

二点目は、東彼杵町の歴史に関わる資料の取り扱いについてという事であります。

現在、古文書の整理はどのような手順で、誰が進められているのか、これは教育長にお尋ねを致します。

それから古文書の必要性と認識はどの程度お持ちなのか、また今後の取扱について町長にお伺いを致します。

それから 3 番目の義務教育についてでございます。

現在、教育界は教育基本法の改正を踏まえた支援学習指導要領で本年 4 月から小学校では全校実施となり、来年度は中学校はこれに次ぐ、小学校一年生の 35 人学級もスタートし教育界も大きな転換点を迎えております。教育界の権限が国から地方へ県から町へと動き地方の分権の動きも加速している現在であります。教育分野での我々の町議会の果たす役割も大きいと考えます。

そこで、町行政の役割を問うことに致しました。

現在の彼杵中学、千綿中学校での義務教育の範囲を部活動まで含めて現状で十分と考えているか。或いは不十分と考えるなら、どの部分が足りないか、どのようにして補うのかを町長にお伺いを致します。

以上3点、登壇での質問を終わります。

○議長（森敏則君）

選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（嶋田 佐土美君）

只今の本下議員からの質問に対してお答えを致します。

町長及び町議会議員の一般選挙におきましては、約40日くらい前に、候補者の手引きをもとにして立候補予定者の説明会を開催を致しているところです。

にも関わらずこのような問題が今回発生したということは、非常に、私達選挙管理委員会と致しましても残念に思っているところでございます。

委員もご承知のとおり公職選挙法の選挙制度につきましては、選挙運動と政治活動のこの二つに大きく分けられておりますけれど、選挙運動に当たらない純然たる政治活動の中での候補者等や、後援団体の政治活動の文書図面の掲示につきましては、公職選挙法並びに施行令によりまして、町長・町議会議員の選挙におきましては、掲示出来る枚数は、候補者等が4枚、それと後援会団体が4枚までと規定をされているところでございます。

質問の件に関しましては、平成23年の4月の25日、これは統一選の投票日の翌日でございますけれど、本下議員の関係者から公職選挙法違反にあたるのではないかと問い合わせを受けております。町の選挙管理委員会と致しましても川棚警察署へ情報の提供を行なっているところでございます。

ご存知と思えますけれども、選挙管理委員会の役割と言いますか、これにつきましては、町長・町議会議員の議員及び農業委員会の委員の選挙を管理するほか、選挙に関する啓発、或いは直接請求に関する事務のほかに、国会議員、国民審査、知事、県議会議員等の選挙の投開票に関する事務を行う機関であろうかと考えております。

公職選挙法225条では、選挙の自由妨害罪というのがあります。中身に関しましては、選挙に関し文書図画を毀損し、その他偽計詐術等の不正の方法を持って選挙の自由を妨害した者は4年以下の懲役、もしくは禁錮、または1,000千円以下の罰金に処すると規定されています。

ここで言います選挙に関してということでございますけれど、その行為の動機が選挙に関係のある事項をその内容としてなされることが必要であります。また、文書図画を毀損しということですが、これは文書図画は、選挙に関するすべての文書図画でありまして、選挙運動用ポスターや投票所入場券、或いは投票用紙も含まれると解されています。

しかし、単にそれらのポスター等を破っただけで直ちにこの罪が成立するのではなく、その行為が選挙に関し、なされた場合で且つ選挙の自由を妨害したときに文書図画の毀損による選挙の妨害だとなります。

また一方では刑法になります。刑法の 261 条におきましては、器物損壊等として他人の物を損壊し、または損傷したものは 3 年以下の懲役、または 30 万円以下の罰金、もしくは科料に処するというふうなことで規定をされています。

2008 年、これは平成の 20 年ですけど、大阪府において、壁に貼ってあった選挙活動用ポスターに落書きをしていた男が器物損壊容疑で現行犯逮捕される事件や、2010 年、平成 22 年ですけど、これも京都府で発生した問題なのですけど、政治活動用ポスターを剥がし破いた男を器物損壊容疑で現行犯逮捕するなどの事例が 2 件あっております。

本下議員から届けられた政治活動のために使用する事務所を標示するために掲示する立て札、看板に対しなされた行為が、公職選挙法 225 条の選挙の自由妨害罪、もしくは刑法の 261 条の器物損壊等に該当し、批判となるとどうかは警察及び司法が判断するものと考えております。

三権分立の立場から言いますと、行政機関である選挙管理委員会と致しましては、既に事実が生じたことへの違法合法の判断は権限が及ばず、警察及び司法の役割であると私達は認識を致しているところでございます。

このように、いま 2 件の事例を申しましたけれども、刑法等によりまして罪が立証されている現状もありますので、町の選挙管理委員会と致しましては、改めて公職選挙法を改定する必要はないかと考えているところでございます。

また、他町におきましても候補者等からの通報に関しては同様の対応をとっておりますが、現在のところ長崎県の選挙管理委員会へ意見を提出する予定はもっておりませんが、東彼杵郡の選挙管理委員会連合会の研修会や、或いは長崎県の町の、これ 8 町しかないのですけれど、町の選挙管理、県の連合会の研修会等におきまして、この機会を捉えまして、このような事例を採り上げまして調査研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

本下議員のご質問にお答え致します。

現在、古文書に関わる研究、そしてその解説は、元資料館館長の満井先生を中心とした、他 2 人の研究のメンバーの方で研究の一貫として、毎週 1 回水曜日に定例日をもって、以前に整理していただいた分を解説していらっしやいます。

解説後、整理がついた段階で教育委員会のほうで資料冊子としてまとめ、製本致しております。これにつきましては、有料で販売致しております。

しかし、コピーした段階で古文書をまだ解説されていない分がございます。いまのと

ころ満井先生を中心としたメンバーの方をお願い致し、その解読にあたって頂くのが現状では最善かと思っております。

○議長（森敏則君）

次に町長。

○町長（渡邊悟君）

私の質問につきましては、2番の東彼杵町の歴史に関わる資料の取り扱いについて。

私、最初この質問書を頂いたときに「こぶんしょ」と読みました。これは専門家に聞きましたら「こもんじょ」と言われましたので新たにしております。

そういうことで、古文書の必要性と認識はどの程度お持ちなのか、また今後の取り扱いについて尋ねますということでございますが、まず歴史資料館が設置をされまして、多くの古文書がまだ相当手付かずの状態であります。

先程、教育長が申しましたとおり4名程度の研究メンバーで解読をされておりましたが、その後は解読されないままの状態でございます。

この古文書は、地域住民の方の貴重な資料を頂いたものと思われまますので、今後はその古文書がどの程度のボリューム、量なのか、その辺を把握致しまして、それを読み解く方、いわゆる解読する方ですけれども、そういう方の人員配置などを整えまして、出来るだけ早い時期に整理を致しまして解読を出来たらと考えております。そしてそのあかつきには、史料作成致しまして、町の皆様へ企画展示などを行ってまいりたいと考えております。

次に義務教育でございますが、いわゆる義務教育が部活まで含めると十分かということでございますが、不十分と思っております。義務教育と部活というのは、密接不可分のものと認識しておりますが、部活動というのはやっぱり子どもたちが社会参加する場合の基本的な人としての心構えと言いますか、純粋な力の育成でございますので極めて重要な役割を果たしております。

そこで生徒数の減少の中、例えば野球など集団で行う球技でございますが、千綿中学校はかなり以前から部活が出来ない状況です。彼杵中学校でも一部にはそういう不足のものもあるように聞いておりますが、しかし部活では、少人数でも出来るバレーボールやバスケットボールがあります。それに所属して社会体育でサッカークラブに入るとか、そういうことも可能でございます。

生徒の選択というのは、逆に増えてくると思いますが、反面、生徒にしてみれば色々なスポーツに接する機会が増えて楽しんでやられる場合もあります。

保護者の方から千綿中学校の生徒は彼杵中学校で部活をした場合、千綿中学校の生徒は中体連に出場出来ないと聞きました。このことは、生徒数の減少している今だからこそ、中体連の大会規定ですか、そういうものを見直していくべきではないのかと考えております。

当然、子どもたちを平等に取り扱うのが義務教育だと考えております。そういうこと

で、私もまずは、その足りない分がどうなのか、或いはどうやって補うか、これにつきましては、まず保護者とか学校とか社会教育関係の方に多くの意見を聞きまして、まず現場を見てみたいと思います。そういうことで、そういうスポーツ、或いは文化活動まで含めまして、その実態を把握をしたいと考えております。

今までも、さっきも言いました中体連の規定につきましては、全国レベルで要望があっておりますが、中々それはまだ改正がなされてない模様です。

従いまして、私もあらゆる機会を捉えまして、そういう、いわゆる少数字校、生徒数が少ないところとマンモス校、その違いを明確にしてやっぱり子どもたちにスポーツが出来るよう、或いは文化活動が出来るような、大会規定の見直しを当然すべきじゃないかということを訴えてまいりたいと思います。

登壇での答弁を以上で終わります。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11 番（本下利之君）

選挙管理委員長にお尋ねを致します。

選挙期間からしばらくの間、私もこういう心境でございましたけども、時が経つにつれて、その気持ちも薄れてきておりますが、私と同じようなそういう体験をされた方も以前からあったように聞いておりますので、今日も採り上げて、委員長にお伺いをしておるところでございますが、この行為を、100人に聞いたところ、うち99人は、これ選挙違反じゃないかというところが大半なんです。

そこで回答がそういうふうなことでございましたので、現実には、私達は3年に一度ずつ選挙管理委員会に証票をお願いして、届けをして、わざわざ物を更新して貼って出しているわけです。この証票の意味が、どういうふうにして捉えていいものか、現状からしたときにもう不必要じゃないかという感じもするわけですが、そのへんのところを委員長さんお尋ねお願いしていいでしょうか。

○議長（森敏則君）

選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（嶋田 佐土美君）

只今の証票の問題ですけれど、有効期間が3年ということになっているわけです。ですから、届けの許可を与えた日から3年間なのですけど、その後の設置の後につきましては、やはり当然、候補者本人が管理されていくわけなのですけれど。後援団体等もあるわけなのですけれど。その証票の意味というふうなことでお尋ねかと思えますけど、この意味は当然、許可が出たのですよというふうなことで採って頂きたいと考えております。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11 番(本下利之君)

実際、我々のほうから政治活動をするなかで看板を立てると決まるとおりに申請をして、そして許可を頂いて3年に一度ずつやっているわけですがけれども、なんとなく看板というのは私の分身でもあるのです。そのものは届けを出て選管が許可を与えるという、そういう行為が3年に一度ずつしなくてはいけないと。そのものに対して要するに何の意味もなさないような、活動するなんの意味もなさないような状況に感じるわけです。言わせれば政治活動と選挙運動と切り離しての考えでしょうが、別にそういうふうなことを考えたときに、政治活動と選挙運動ということを切り離して考えたときには、証票等は、いらないのではなかろうかと思いますが。中々返答が出来られないかと思いますが、非常に違和感を持っているわけです。

この証票は、やはりこう、県とか、或いは総務省に意見書を出して頂いて、お尋ねされて改善策があれば一つ考慮して頂くような方法がないものかどうか。もう一度、委員長、県とか総務省等に意見を出されて、一応意見を聞いて頂くということは出来ないでしょうか、お尋ねします。

○議長(森敏則君)

選挙管理委員長。

○選挙管理委員長(嶋田 佐土美君)

確かに本下議員の気持ちも十分分かるわけですが、意見書、この証票についても、出す気はないかということなのですから。私がここで、どうしますこうしますということは言えませんので、こういうふうな質問があったことは十分頭に入れながら、委員会としての今後、検討、研究をさせていただきます、約束は出来ませんが、そういう気持ちでやっていきたいと考えております。

○議長(森敏則君)

本下君。

○11 番(本下利之君)

先程、委員長が言われたように郡とか、或いは8町の研修会があるときに、そういうふうな問題提供をして、一つ改善策を探って頂きたいなと思います。

それから、もう一つですが、この選挙法、公職選挙法は、取り締まる事を本分とせず、やはり違反をさせない為の一つの指標だと思うわけなのです。現在、選挙法違反取締本部も既に解散されておりますので、**放言と**してお聞き願いますが、事前運動では、個別訪問にはお土産つきとか、或いは事務所開きにはお酒つきとか、或いは選挙期間中にお酒を飲むとか、こういった状況が今回の選挙ではあった事実を聞いております。本当に散々な選挙じゃなかったかなとこういうふうに思いますが、議会人としては、色々と疑問符がついているのでありますけれども、この法律、法律の改訂を、やはりはっきりとした線引きをして良いことと悪いこと、これは我々議会人としては常識でありますけれども、そこを違反をさせないための一つの方策を講じるべきだと思います。

事前に説明会等がありますけれども、文書を読んでおられますと、非常にこう幅があるように感じます。その人のとり方によって幅があるように感じます。一つこのへんを、しっかりとした対応を次回からやっていくと、そういう委員長の決意を聞かせて下さい。

○議長（森敏則君）

選挙管理委員長。

○選挙管理委員長（嶋田 佐土美君）

只今の事務所開きですか、飲食つきの問題にちょっとふれられましたけども、これにつきましては、ご存知のように、139条において、駄目ですよ違反ですよ、というようなことになっております。説明会の折にも、細部にあたりまして説明しているわけですけど、やはりここで私からのお願い、ちょっとこういう場所でこういう発言はどうかと思うのですが、やはり候補者となられる方、また、それを取りまく運動員の方等々、やはり公職選挙法というのを十分自覚をされまして、行動にあたってもらいたいというような、私が決意しているのはおかしいですけど、そういうふうなお願いになるのですけれど。確かに政治活動と選挙運動というのは、本当難しいことがあるのです。ちょっと言葉がどうかと思いますけれども、そういうことで私も考えておりますので、皆様方、是非そういうことでご理解頂きたいと考えております。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11番（本下利之君）

次に2番目に移ります。

当面では古文書の重要性、十分認識して頂いているということでございます。申すまでもなく文化財というものは永年の歴史の中で土から出来たものであります。先祖から我々が伝授し、後世に引き継いでいかなければならない大切なものであることはいまでもありませんが、これは資料館の一室に収められていると聞いております。

この資料館の管理運営については、これは以前から色々と議論された経緯がありまして、資料館としての機能がないのじゃないかと、或いは経費が掛かりすぎじゃないかと、無駄ではないか、或いは資料館の不要論まで前回は出ていたんですが、こうした議論を踏まえて、現在の団体に委託管理をお願いされて現在おるところであります。

この1年半の経過を見てもみますと、東彼杵町の文化財のマップの作成とか、或いは伝統行事の紹介、或いは各時代の展示会、各イベントの実施等で、この資料館への入館者数も年々増えているようでございます。

私は所期の目的であります経費の削減、或いは体制のスリム化などが十分に実現されていると思いますが、町長はどのように評価されているかをお尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

確かに先程申しましたとおり、まだ把握致しておりません。予算等を見ますと、以前とすればかなり少ない額で運営をされています。

それはそれでございますけども、運営の方法が今パートの方で運営をされております。それが良いか悪いかは別としまして、町長の引継書でも、今後は指定管理者を含めたところで検討したほうが良いですよというような引継ぎも頂いております。

そういうことで繰り返しになりますけども、今後はその古文書の量とか、その必要性とかを私自身分かりませんので専門家をお願いしまして、解説をしまして、それぞれ分離をしながら人員体制を整えながら、進めていこうと思っておりますけども。現在そういう取り組みが行われていることにつきましては、一定の前回も話をしましたけれども、当然、いま全国的にそういう資料館、博物館というのは廃館とか休止とかの時代に入っております。いわゆる重要文化財の奈良とか京都あたりのいわゆる資料館も閉館とか休館とか措置をとっております。

NHKでテレビであってございましたけれども、非常に厳しい状況でございますので、やっぱりそのところは議員がおっしゃるように貴重な資料とかございますので、今後はそういうところを含めて、やるしかない。

それと合わせまして、今やっておられます、そういういわゆる民間の方、そういう住民の中でそういうボランティア的にやってみたいという人あたりを募ってもらって、あらゆる方法で活用をやっていく、今の時期はそれしかないと思っておりますので、今の方法でもかなりいい結果は出ているのじゃないかと思っております。

あと、行政がいかにサポートしていくか、どの程度サポート出来るか、そのへんが今からの問題だと思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11 番（本下利之君）

只今、町長のご答弁にもありましたように、ボランティアの方たちにして頂けるという状況でございますけども、私もいい状態で管理運営が進んでいるものと思っておりましたが、新たな問題点が目に付きましたので、ちょっと採り上げて見ましたけれども。資料館の中には、各部屋に色々と古文書を初めとして歴史的に重要なものが沢山集積をされております。この取り扱いは言われたように、パートさんやボランティアの方々の力をお借りして整理されております。非常にありがたいことだと思いますが、責任の所在と言ったときに、このものがはっきりした方法がいいのじゃないだろうか。せっかくボランティアでされている方達に対して、その責任ということを考えたときにどうだろうかという疑問が湧きました。

そこで、地方自治法第 244 条の 2、公の施設の設置管理及び廃止というところに、指定管理者の適用が謳ってあります。こうしたしっかりした法のもとで、歴史民俗資料館の管理運営を委託されてはと考えておりますが、いま町長も少しばかり言葉を寄せられ

ましたが、こういうふうな法のもとで管理するという事は真に受けて考えて頂けますか、お伺いします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員がおっしゃった指定管理者制度を採用致しますと、当然、法のもとにやるわけでございます。もちろんパートさんであっても、法のもとに公表をしてやっていくわけですから、いずれにしても法のもとにやることには変わりはありませんけれども。指定管理が確かに妥当かどうかという問題になりますと、非常に収入がある場合は、そういう指定者管理制度というのがふさわしいでございますけれども、全くない場合に、収入がないときに経費だけをどういうふうに算定をしてお願いするかというのは非常に厳しい面もありますので、十分検討をしながら、進めてまいりたいと思っております。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11番（本下利之君）

ご存知のとおり指定管理者制度の目的ということとは、民間が持っているノウハウを活用し維持管理コストの縮減を図ると共に、民間のもつ柔軟な発想と能力を生かすことであるということが謳ってありますけれども、このノウハウというのは、やはりこの事業を、企業化、或いは一から立ち上げた方達、或いはその事業を立ち上げて軌道に乗せ、或いは道筋を作る知識のある者と私は感じます。能力とは、作業過程で培った知識、これを生かし成し遂げることの出来ることだと私は解釈しております。

ここで、本当は町長にお伺いしたいのですが。

最近、新聞等にも掲載されておりますが、この古文書の解説とか保存、新情報の交換などは、IT情報技術による情報網の確立というものが現在進んでいるようでございます。

東彼杵町も、やはりこのような素晴らしい古文書があります。だからこういう情報網を使って、我が町の宣伝とか、或いは東彼杵町の歴史的にいい部分とか、これを知らしめていく、或いは産業物産の宣伝もついでにやると。こういった夢を持った情報網、こういう情報網をとり入れたやり方を想像したときに、この東彼杵町の発展に大きく寄与するんじゃないだろうか。こういうふうに私は想像しておるわけですが、町長は私が今お話したことに對してどういうふうな感じを持っておられるかお聞きしたいのですが。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

本下議員は、「こぶんしょ」とおっしゃっておりますけれども、「こもんじょ」でござ

いますので宜しくお願いします。

先程の話では、情報発信は、当然、7月1日から光ファイバーも入りますし、非常に使いやすいインターネットホームページになりますので、是非、東彼杵町役場のホームページも含めまして、資料館のインターネット、それも改善をしながら情報発信をやっていきますので、今言われるとおりに早く古文書の解説、重要性、そのへんを見極めながらさっき言われました、それぞれ情報力を確立をする方法でやっていこうと考えておりますので宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11番（本下利之君）

その事業をメーカーに委託するというそのメリットは、先程も言いましたけれども、行政としての削減、財政面、もちろんのことですが、それぞれの専門的な知識を持った人達に人々に託すと。そのことが、やはり役所にはない柔軟性、或いは機動性が期待出来ると新しい活動拠点として、この資料館が、活動が広がっていくといった、そういうふうな状況に生まれ変われることの施策を、私は期待を致したいと思います。

次に3番目の義務教育についてでございますが、今から質問する内容の基礎となる関連の法令を、日本国憲法の26条と教育基本法の第4条、それから学校教育法などをもとにしてお尋ねを致します。

まず、義務教育の範囲は学齢で6歳から14歳までと、小学校から中学校までの間ですが、これから私が話すところが要件でございますので聞いていて下さい。

小学生の時代は、サッカーやソフトボールの競技が取り入れていられて、子どもたちが一生懸命頑張ってやっておるわけですが、中学校に進学すると、先程、町長が申されたとおりにサッカーとか野球とかというものが部活には無いわけですが、千綿中学校区の生徒には。

だからこのような競技をしたいという子どもたちは、現況が楽しいとか、町にこの競技の場を求めていっているわけですが、まず、町長はこの事実をどのように捉えられますか、お尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まったくこの事実は、私も保護者の方から電話を頂きまして聞いたのが千綿中学校の生徒が彼杵中学校に行っているということを知りまして、中身はまったく分かりません、どういう状態なのか。

教育長から貰いました資料によりますと、それぞれ中学校の活動状況を貰っておりますが、それぞれクラブでやっているのは事実でございますが、他の市町村に行っているかどうかというのは、まったく把握しておりませんので、教育長のほうで、もし分かれ

ば。教育長分かりますか。教育長お願いします。

○議長（森敏則君）

町長に代わり教育長。

○教育長（今道大祐君）

本下議員のご質問です。まったくそのとおりで、千綿中学校の子どもが川棚の方にソフトボールをしに行っております。つまり野球部がないので川棚の方でということ。

中心的な役割、中心的なメンバーの一人となって活躍し全国制覇をしております。本年もそういう素晴らしい活躍しているという子どもたち、または、過去、諫早でずっと硬式野球の方に行っている子どももいました。そういうことで、現状が本下議員が把握されているとおりでございます。

これについては、やはり子どもたちが少なく、そういう部活を立ち上げたら、他の部活がまた存続出来ないというそういうこと含めて、中学校のほうでも苦渋の選択として伝統の部でやっているとういのが現状でございます。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11番（本下利之君）

そこで町長、義務教育とは何だろうということを、ちょっとここで直接してみたいと思います。

これは、地方自治体が学校を設置すると、これは法律で決まっているわけです。そして、その中で優秀かどうかわかりませんが、優秀な教育、教職員を配置して準備をして待っておくと、そして教材を併せて準備すると。これが行政の役目なのです。そして、その中でやはり子どもたちが社会形成員として必要とされる基礎的な資質を提供するのが町の役割であり、義務であると解釈しているわけです。そして今度は、保護者は、子どもを学校に行かせる義務があるのです、これが義務なのです。そして子どもは義務教育を受ける権利を持っているわけです。だから、それを総合して考えるときに、千綿中学校は何が不十分しているかと。保護者の皆さんたちは、自分が小学校のときに、そういうふうな活動をしていたから、中学校に行ったらそういう活動をさせたいなど。今度は子どもも、僕もそういうふうなサッカーとか野球とかやりたいとか権利を主張しませんが、町としては準備をしてない。これが不備なのです。そういうところをやはり行政としては、どうにか手を差し伸べて、子どもたちは1年1年で育てて社会に出ていくわけですから。この子どもたちは、よその子ではないのです。東彼杵町の大切な子どもなのですから、そういうところを私は申し上げているところでございます。

今言ったとおり、この町の役割というのを全然果たしていない、という感じを持ちます。それから、町内の彼杵中学校と千綿中学校で、これは義務教育の平等性を考えたときに、これも変えているのじゃなかろうかと。こういうふうに私は受け止めているわけですが、町長も就任して、まだ1ヶ月といわれていますので、そうまで言いま

せんけども。

この平等性、同じこの東彼杵町の中での中学校で、かたやそういう団体競技を受けて社会性ルール、規則を守ったり協調性を養ったり、或いは自分の役目を自覚したり、或いは団体競技の中で協調性を養ったりと。そういう学校に行く子どもと、それを行かない子どもというのは非常に平等性が欠けると思いますが。そのこと町長にどういうふう
に受け止めておられますか聞いていいですか、町長にお尋ねします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

私の感覚でいきますと、全てが学校教育じゃないものですから、やはり社会体育ですか、そのへんのいわゆる交流とかスポーツとかを通じてやる。或いは、もちろん部活もでしょうけども、いわゆる社会体育で得るもの、それから、地域で得るもの、そういうもので総務的に補完はされるものと思っております。それから最近の子どもさんあたりは、家は嫌い、スポーツ嫌いのかたもいらっしゃるだろうし、それぞれの環境が違いますので、出来るだけそういうスポーツに参加出来るような機会というのは、いわゆるそういう定員が足りないから出来ないわけでございますので、そういう努力は、我々行政としても当然しなければいけないのですけど。

いわゆる少子化という絶体絶命の条件がございますので、いかにして、それが解消できるかというのは、それぞれ家庭、いわゆる保護者の方とも協議をしないといけないし、生徒そのものにも話をしないといけないですし、どういう遊びがしたいのか、今でいいのかどうなのか。そういう実態を、もっと行政も教育委員会も含めまして、そういう実態調査あたりをして、いかにして、そういう社会性を身に付けるような生徒を育てるのか、そこらへんを研究してまいりたいと思っております。

○議長（森敏則君）

本下君。

○11番（本下利之君）

町長、私がいま言ったことの解決策っていうのを一つ持っているのです。この一番の障害が何処にあるかと考えたときに、この前も教育長とお話をしたのですが、千綿中学校の子どもと彼杵中学校の子どもを、部活が一緒になれば、そして、その部活の中で文化でもそうですけども、体育でもそうですけども県のそういった中学体育連盟、文化連盟こういうものがあるのです。そこの規則の中に、この大会規則の第6項の参加資格の中に、特例として複数校合同チームというものを認めるという項目があるのです。この解釈の次第で、私は東彼杵町の中学校の環境が、大きく変わる状況があると。これは町長が直に県に行って、直訴的なものをやらなければならない。彼杵中学校と名前を付けても、町長の熱意を体育連盟にぶつけて頂いて、ここの特例、参加資格の特例のところを、東彼杵町の現状、子どもの数、こういうものは良く説明をされて、そしてこれは

強化するチームじゃないのですよと。東彼杵町は、これだけ集まらないとこういうような団体競技は出来ませんということを、教育長じゃいかないです、教育長じゃちょっと力不足なのです、町長が行ってやらないと。

だから先程も言いましたとおり子どもたちは、1年1年育っていきますので、次でいかにいえば、次、子どもたちがそのままの状態でするので、とにかくここは、町長の行動力を期待したいと思います。そして、気概を持って、この問題は子どものためにやると、この気概が大事なのです。是非このことは、町長は実行をして頂きたいと。

今回の質問は、全てがこちらからの提案になっておりますけども、その後の取り扱いの過程とか、進捗状況、或いは対策、こういうものを、逐次報告を頂けるように、一つ頑張ってもらいたいということで私の質問を終わります。

○議長（森敏則君）

答弁いいですか。

○11番（本下利之君）

いいです。

○議長（森敏則君）

答弁はいいということでございますので、これで11番議員、本下利之君の質問を終わります。

これで暫時休憩致します。

暫時休憩（午前11時20分）

再開（午前10時25分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に9番議員、岡田伊一郎君の質問を許します。

○9番（岡田伊一郎君）

私は、先に通告してました項目について質問を致します。

第1点目の潮害防止対策についてであります。小音琴郷の海岸線は、長年に亘り地元からの要請や議員の質問が町と長崎県で行われてきましたが、一歩の前進も見られませんでした。それはJR護岸の問題等があり、工事費用の国県町の負担割合がネックになっていたのは間違いありません。

しかし、暴風の時などは波が護岸を乗り越えて、直接、国道205号や民家まで打ち寄せています。また、千綿宿郷の水神宮裏にも護岸を乗り越え、直接海水が流入してきている現状であります。

飛沫を防ぐことは不可能だと考えますが、高波の直接被害を防止することは可能だと

考えます。

今回、長崎県が動き出したのも、今年1月の町議会による国会陳情によって国が動いてくれたからです。本来なら町が長崎県と一体となった行動をもっと早い時期に起こすべきであったはずですが、国まで届いていなかったのは非常に残念です。なぜなら長崎県は、あまりにも費用対効果にこだわりすぎ、国道205号までの直接被害を無視したからです。この国道が寸断されると、緊急車両等の通行に重大な影響を及ぼします。

そこで、小音琴郷と千綿宿郷の海岸線の被害について、どのように捉えておられるのか。その被害防止策として海浜に打ち寄せる波を減衰し、侵食防止や魚介類の養殖などを目的とするものも案として構想の中にあるのか。現在までの計画の進捗状況と今後の対策を尋ねます。

次に2点目の町政の基本方針について、町長の所信表明の点も含めお尋ねを致します。

①産業振興・雇用の創出について早急な受け皿づくりとは工業団地の造成だと思いますが、企業進出の見込みをどの時点で見極められるのか。

②結婚しやすい環境づくりとは。具体的に説明を願います。

子育て世代の転出に対する歯止めや人口流入の政策に、中学生までの医療費無料化や給食費、住宅費の補助も考えられているのかお尋ねを致します。

③交流人口の拡大の一環として長崎街道と歴史民俗資料館一体となった施策は、どう考えられておられるのか。またパンフレットや町勢要覧の新たな作成を考えておられるのか、お尋ねを致します。

④農業経営者が減少の一途である現状に、企業経営を推進する考えはあられるのか、お尋ねを致します。

⑤商工業振興で町内消費を促進するため町内だけで使用できる町振興券を商工会と協議して創設する考えはあられないか、お尋ねを致します。

⑥公共交通の再考とは具体的に説明を願います。

⑦下水道の全体計画を見直される予定なのかお尋ねを致します。

⑧小中学校の学力向上について、退職教職員の方々の協力をお願いできないか、お尋ねを致します。

⑨小中学校の統廃合について、町長は所信表明の中で少子化により教育環境に支障をきたしていることを危惧している。より良い教育環境の整備を図っていくとあります。この問題は最終的には教育委員会が判断される事項ではありますが、町長がリーダーシップを発揮され行政のトップとして発言をされていくのか、お尋ねを致します。また教育委員会として議論されてきた、これまでの経過と方向性を出される目処はいつ頃か、お尋ねを致します。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず1点目の町内海岸線の潮害防止対策でございますが、まず小音琴郷、千綿宿郷。千綿宿郷と書いてありますけれども、これは瀬戸郷の海岸です。瀬戸郷の海岸線の被害についてどのように捉えておられるかということでございますが、小音琴郷につきましては、私も現職のときから平成15年の災害から携わっております。もちろんそういう対策委員会と一緒に行動をとるに参っております。そういうことで、対策委員会の議員さんあたりと一緒に、JRとかに陳情に行った経過もございまして。そういうことで十分すぎる位、内容は理解しております。

小音琴につきましては、昭和61年の12月の地元からの陳情が県のほうにあっております。遡れば、これは鉄道が昭和10年頃ですか、入った時点からそういう話があるもようです。

従いましては、小音琴地区からの要請で、県とかJRとかに、陳情にかなり年数をかけて行っております。最近、議員がおっしゃるとおり、中々、事業化が出来ておりません。

そういうことで、先日、小音琴地区の潮害対策の委員会の方が町のほうにお見えになりまして、県のほうへ陳情に行く予定にしております。併せまして、町単独で先程言われました国道205号への被害もございまして、こちらのほうでの事業化が出来ないか、国土交通省へでも出向いて陳情あたりを行っていかうと考えております。

基本的な考え方は、防波堤の財産権がJRにございまして、本来、JRが対策を講じるべきなのが筋かと考えております。

それから、千綿宿郷の、いわゆる瀬戸郷の水神宮付近の高潮でございますが、これも議員がおっしゃったように、水神宮の社に被害が、波が直接当たるとかということで十分承知を致しております。これは、千綿漁港の護岸が、千綿川の左側の護岸ですけども、この南防波堤という護岸を、平成元年位に50m50mで100m位改良で突堤をしました。そうしますと、その堤防に当たった波が、いわゆるその、もとの千綿保育園の裏付近になりますけれども、あそこは護岸から海浜までは約2m²、30の高さがありました。しかし、その漂砂現象と言いますけれども、波によって堤防に当たった波がその海岸の砂を洗い流して、そしてもとの保育園の裏、水神宮あたりまで堆積をして1m50から1m80位堆積をしております。そういうことで、そこにつきましては、逆に波が治まってしまうわけですが、いま議員がおっしゃった水神宮のところは突堤付近はカーブになっておりまして、そこにいわゆる南風が吹いてきたものが当たって被害が出ております。そういう認識のもとに考えております。

そういうことで、侵食防止や魚介類の養殖など目的するものとして構想にあるのかというご質問でございますが、これにつきましては、構想にはございませんが、仮に工事の施工方法によりましては、いわゆる消波ブロックとか、そういう構造物を入れますので、それは反射的利益があるのかなとは考えております。

それから水神宮の件につきましては、これが事業化出来るかということですが、これは瀬戸地区の海岸保全の指定を受けておりますので、先日も県のほうに参りまして、話を伺いましたところ、やっぱり国の補助事業と県の単独事業があると。もちろん負担もございますけども、そういう事業化の目処が立つような話を聞きましたけれども、まだ、いわゆる農地の、背後に農地がないとか、或いは先程おっしゃった費用対効果あたりが早速出てまいりまして、そういうことが事業化出来るのかどうなのか。今後、県のほうと協議をしながら検討を進めていきたいと思っております。

2点目の基本方針につきましてでございますが、工業団地の造成とか企業進出の見込みをどの時点で捉えるかというご質問でございますが、現在の工業団地は、その都度誘致可能でございます。町の工業団地が若干余っております。それ以外は、新幹線の残土を宿・太ノ浦線の町道横に埋めるような計画をしておりますが、これも数年を要しますので、タイムリーに企業が来たときに誘致できるかというのは非常に疑問がございます、限定されます。

そういうことで、東日本大震災の影響を受けまして、東京の一極集中の会社が、或いは関東方面とか東北方面にあります企業が、九州のほうにリスク分散ということで誘致の手がかかっております。特に長崎県につきましては、太平洋側でございますので、比較的安心できる地形状況でございますので、津波あたりもそんなに高く上がってきませんので、条件としては最高じゃないかと思っておりますので、民間の用地あたりも買収出来ましたら、財政の関係もありますけども、用地をお願いしまして企業誘致を図って参りたいと考えております。

2点目の結婚しやすい環境づくりとは、具体的に説明をということでございますが、これにつきましては、かなりの女性男性、20歳位から45歳位まで1,600人位多分おられると思います、概算ですけれども。もちろんその色々、家庭の事情等がありまして、離婚された方もいらっしゃるでしょうし、すべてが独身というわけではございませんけれども事情があられると思います。

そういうことで、この方あたりを、今までは出会いの広場みたいに農業委員会とか町づくり委員会でやっておられましたけれども、若干、趣向を変えてやったらどうかと考えております。まず考えたのが、いわゆるボランティア活動に参加してもらおうと、男女共、そしたら、そこでそのリーダーシップをとって頂いた男性に女性の方がなんとかならないかなと、そういう発想で、そういうことをやれたらどうかと。

それから次に考えておりますのが、いわゆる将来の結婚に社会人として備えておくべき、マナーとか、いわゆる常識とかそういうことを、講座、いわゆるそういうなんとか講座と付けましてそういうことをやったらどうかと考えています。その講座の中で男女の違いや今から先の生活設計で貯金をどうすればいいのか、或いはダンスとか料理とか、そういう面も含めまして男女共同参画の視点で男女の違い、デートDVといいますが、いわゆるその恋人同士での、いわゆる暴力等とかがないような考え方ですか、そう

いう教育あたりもしながら、そして男女ペアで模擬の夫婦になってもらうとか、そういうことで、或いは子育てに掛かる費用はどの位掛かるのかということも議論して試算をしたりして、最終的にはバスツアーあたりをして終えて、その中からカップルあたりが誕生してくれればどうかなと考えております。そういうことで色んな角度から研究したいと思っております。

それから次に、いわゆる子育て世代の転出に対する歯止めや人口流入の政策に、中学生までの医療無料化や給食費、住宅費の補助も考えられているのかという質問でございますが、これにつきましては、中学生までの医療費無料化につきましては、これは研究したいと考えております。

それから若い世代の流出を止めるということで、いわゆる転出とか転入を確保するために、是非ともこれは重要な施策じゃないかと考えております。

それから住宅費については、これにつきましては今現在、国が行っています社会保障と税の一体改革がされておりますが、ちょっと今日の新聞を見たら、ちょっとこれが挫折するような新聞記事が載っておりますけれども、まずこういう話が挙がっておりますので、住宅費については国の施策を待って、やったほうがいいのじゃないかと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

住宅費につきましては、子ども子育て新システムというのがありますので、これで対応できたらどうかと考えております。

それから3番目の、交流人口の拡大の一環として長崎街道と歴史民俗資料館一体となった施策はどうかということでございますが、これにつきましては、これは交流人口の拡大の一環でございますので、こういう施策は長崎街道を中心に町づくりを研究をしたいと思っております。

従いまして、歴史民俗資料館もその一角に入りますけれども、やっぱりその、これは予算も当然いるわけでございますが、そういう歴史を使った町づくりですか、これはやっぱりもっと早くやるべきだったんじゃないかと考えております。

従いまして、そういうボランティアの方あたりの意見をお聞きしながら、町づくりの一環として進めて参りたいと思っております。

それからパンフレットや町勢要覧の新たな作成はということでございますが、パンフレットはその都度、必要と考えております。町勢要覧は、これは全く考えておりません。記録的な保存でございますので要覧はそんなに必要性はないと思っております。

それから4番目の農業経営者が減少の一途である現状に企業経営を推進する考えはあるのかということでございますが、これにつきましては、特に今はお茶がかなり価格等も落ちております。従いまして、お茶農家は大変厳しい状況になっておりますので、特にお茶につきましては、生産者が生産から加工までやっております。しかし、この6次産業といいまして販売までプラスしたところ、これまでいったら独立採算性ですか、そのへんも可能かと思っておりますので、そのへんの加工、いわゆる加工には家族の4名位で

働いて、お茶を作って加工をして、そこまでは出来ますけども販売までは多分手が回っておりません、ということは、新茶での出荷をしておりますので次の仕上げから、いわゆるお茶になるまで、その販売ですね、仕上げから販売、そこをなんとか協業化とか、なんか出来ないか、そういうことを考えております。

それから、農業ビジネススクールということが考えておまして、これは、いわゆるセブンイレブンとかローソンあたりの経験者の営業部長さんあたりが盛んに講演をして回っておられます。そういうことで半年間位かけて、そういうスクールあたりを開校しまして、農業に企業経営手法を入れてもらって頑張ってもらえないかということで、そういう講習会あたりもやっていこうかと考えております。

それから次に、商工業振興でございますけども、いわゆる商品券を作る考えはないかということでございますが、21年度に国の定額給付金という政策をやりまして、一定の成果が上がっております。商工会あたりに色々聞いてみますと、いわゆる換金手数料とか色々問題、システム的に問題があるようですので、商工会と協議を進めて、現在やっておられますコスモスタンプですか、そういうなもの組み合わせた活用がなんか出来ないか検討をして参りたいと思っております。

次に公共交通の再考でございますが、これにつきましては、以前は九州号とかが下まで福岡まで行ける場合は停車をしておりました。これをもう一度、いわゆる大村湾パーキングですか、ここに止まる事は出来ないものか。県営バス、九州号を含めて、このへんの交渉に回りまして停留所を設置すれば、大村湾パーキングでも熊本、福岡にも行けるようなバス停が出来ないか、もう一度考えてみたいと思っております。

それと来年度24年度に、広域農道の大村東彼杵線が開通しますので、ここは大きく色々流れが変わってきますので、ここに公共交通の乗り入れなんかが出来ないか、そのへんも検討してまいりたいと思っております。

それから、下水道の全体計画でございますが、これは今、単純に考えまして彼杵のここから里まで引っ張ってくるのはどうかと思います。単純計算で私は本当に大丈夫かなという考えをしております。

幸いにして今聞いてみますと、議会の特別委員会で、いわゆる答申が出ておりますが、いわゆるその下水道よりも合併浄化槽がいいんじゃないかという意見も出ております。そして町内、役場内での協議の結果も答申を紙谷町長のほうから私に頂きましたので、それを見てもやっぱり合併浄化槽がいいのではないのかと方向性が出ておりますので、このへんを、参考にしながら今後は合併浄化槽を含めたところ下水道だけじゃなくて、そこを含めたところで研究検討をしてやっていきたいと考えております。

それから8番につきましては、教育長のほうで答弁されますので。

9番の小中学校の統廃合で町長がリーダーシップを発揮されているかということでございますが。まずは、保護者の皆様方に、地域に出向きまして色々意見を聞いてみたいと思っております。

それから、いわゆる合併というのは子どもたちのための合併でございますので、大人の合併じゃございませんので、一番迷惑しているのは子どもでございますので。そういう考え方で特にそういう、なんて言いますか、地域性ですか、文化がいわゆる滅びるとか地域性とかおっしゃいますけれども、やっぱりこれはどうしても避けて通れない問題だと考えております。

そういうことで、リーダーシップは、これは教育行政でございますので、教育委員の方がとられるわけでございます。しかし、私も逃げるわけではございませんけれども、町長としての先送りの出来ない問題ですので、積極的にやっていきたいということで認識を致しております。

登壇での回答を以上で終了します。宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

次に教育長。

○教育長（今道大祐君）

岡田議員のご質問にお答え致します。

退職された先生方をお願いをして、学力の向上をはかることは出来ないかということでございますが。過去、千綿中学校において夏期休業中の補充授業、またその中で退職された先生方、大学生の皆さんにお願いしてお力を頂いたことがあります。

本年も子どもたちの学力向上を図るために、県の学習支援委員事業を活用して、学習支援員を確保する為、町内小中学校を通して、または区長会等を通して広く各地域に情報を提供したところです。

その結果、現在2名の方に応募を頂いております。小学校の5・6年の外国語の活動、または学級に入っての支援ということで定期的に関わって頂いております。残念ながら、その中に退職された先生方はおられません。議員ご指摘の通り、支援して頂ける環境条件が整っておられる、退職された先生方がおられるならば、お力をお借りするのは大変有効であると思っております。

学力向上につきましては、一応、学校現場のほうで人的配置等とそれなりの有効な活用をされるような配置をしているところでございます。

次に、町内小中学校の統廃合の件についてのお尋ねでございますが、各学校規模の適正化ということで、その懇話会等を通して、それぞれの方々のご意見をお聞き致しております。その意見は様々でございます。私もそれぞれの地域で機会がありましたらお話することがありますけれども、その各層の方々、そういう方でご意見は様々ということでございます。

学校等廃合を含めた教育委員会としての考え方は、一つ目に学校の規模、配置に対する基本的な考え方と致しまして、一つ一番大切なのは教育の機会均等でございます。先程、本下議員のほうからもありましたように、義務教育として提供する学校施設・設備、教職員の配置、学級編成などの教育諸条件については、教育の機会均等の立場から、観

点からその後、公平性を確保するために努力する必要があると思っております。学校規模もその諸条件の一つであり、規模の確保、配置の適正化を進める必要があるというふうに思っております。

2点目が適正規模についてでございます。基本的な考えにおいては、先程、町長のほうからもありましたように、子どもにとってどうかということが、大きな大切な視点になろうかと思えます。学校教育では、集団から様々な影響を受けて学力、人格、人間性、社会性が育成されます。このことから望ましい教育環境を実現していく必要があり、子どもたちにとって好ましい教育環境を実現していくための学校規模について検討していく必要があると考えております。

次に3点目が配置であります。学校配置における一つの条件が通学距離であります。一定の学校規模を確保することを前提とすると、従来よりも現距離通学となることが考えられます。その対策として十分配慮するとともに、子どもたちや保護者に過度の負担が掛からないような配慮が必要かと思っております。町及び教育委員会で方策を講じる必要があると思っております。

次に学校統廃合を行う上で講ずべき方策でございます。まず第1番目に統廃合については、PTAや地域で十分協議してもらう場が必要であると考えております。そのためには、対象校区ごとに説明会を行い、地域との話し合いの中で進めていくことが必要であらうかと思っております。

次に第2点目ですが、統廃合を進めていく協議では統合後の通学手段について、町及び教育委員会で方策を講じ、地域へ示していくべきであらうかと思っております。

3点目です。小学校については、子どもにとってより良い環境はという視点を基本的に捉えるべきであらうかと思えます。しかし、中学校区以上に地域の文化の拠点としての機能が強く、地域活性化のために果たす役割が大きいというふうに捉えております。また、児童の発達段階も考慮して心緒に対処すべきだと抱えております。

4点目です。中学校においては、生徒数の減少が激しく学級編成、指導体制の充実、部活動の維持費が出来るかどうかなど、その方策も含めて十分検討する必要があるというふうに考えています。以上でございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

まずは、小音琴郷のことについてお尋ねを致しますが、現在まで、取り組めなかった原因として、JR護岸とのその折衝がちょっと困難だったと、個人の財産を保護するために、その法的なお金が支出できないということで考えておられるなら、離岸堤とかいうのは町長として考えておられないのかお尋ねをします。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これが、離岸堤の方法も一方法でございますけども、その水域と言いますか、いわゆる海面、それが川棚港の港湾の区域なんです。そして、漁業権はもちろん大村湾漁業の音琴支部が漁業権の権利があるわけでございます。

そうしますと、港湾に港湾事業での離岸堤となりますと、全くその港湾に関係ないものですから出来ないという言い方、いわゆる、その、農地はあります。そして瀬戸みたいに、そのＪＲ護岸が海岸保全、例えば小音琴海岸保全、農地海岸保全だったら出来る可能性があります。そういう財産権の問題がまずネックになっております。

それと、あとはさっき議員がおっしゃったような、いわゆる漁業振興で出来ないかということですからそれも考えてみました。いわゆる、海面の下に魚礁を作って波を上がるのを若干緩和させるという方法もあるわけですがけれども、これは漁民の方が負担もありますので、それが出来るかどうか、まだ実際のところあたっておりません。そういう財産権の関係でネックになって進んでない状況でございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

これは、もう長年放置されていたと言えば放置されていたことが原因なのです。だから私は、例えばその投石、継続事業として、町が、例えば100,000千円かかるなら10年間10,000千円ずつそういう方向は、町長がその担当課長のときに、考えなかったのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その方法は、全く考えておりません。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そしたらその投石を、単独事業で、例えば漁協の負担だとおっしゃったのですけれども、猪の防護策、あれには町の負担を上乗せして100%でする計画ですよ。だったら漁協にも、町が負担をして継続事業で少しずつでも。もうＪＲ護岸はどうしても無理なのでしょうから、ＪＲがしないと言えども県も多分出来ないと思います、私は。結論的に個人の財産を県が保護するわけにはいきませんから。

だから、私が申し上げておりますのは、町の単独事業として少しずつでも継続して行えば、先ほど言われたように砂浜が出来れば、波は多分直接はいかないと思うのです。だから、あの区域の向こう側の川棚寄り、あれは波がちょっと緩和されています、そのへんいかがでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

議員が言われることはよく分かります。もちろん農業政策については、そういう補助をやっているじゃないかということでは言われますけども。

基本的なことが、まず瀬戸の海岸保全につきましても、現在、あのような消波をやっておりますけども、越波しまして水田に被害が及んでおります。そういう農地保全もあるわけですが、そういうところもですね。

だからまずはJRに、積極的に進めてJRがやるべきことだと思います、基本的に。だから、そこをもっと詰めていって、多分、今までの歴代の町長さんあたりも含めまして、例えば県に行く、県までなんです、JR長崎支社に行く、それから今度、九州本社に行くとか、そこまで行かないと。それとやっぱり行っても駄目なのかどうか。確かに、文書一本で出来ませんという解答がきまして。

本来は、やっぱり財産を持っている人がするべきじゃないかと。自分たちに鉄道に運行に支障がないから、それはもう出来ませんよというのは小音琴の住民の方に対しては非常におかしいと思います。

ですから、それを、いわゆるそういうことの行動を起こして、どうしても出来ない最終的な判断というのが今議員がおっしゃったようなことになろうかと思います。

しかし、ここで非常に財政厳しい中で、そこに充てますということも私はここでは申しませんが、そういう方向に進めることもあるかもしれませんけども、方法としては、そういう最終的な方法があるかもしれませんけども、今の時点ではそこまでは考えておりません。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

もう一度お尋ね致しますが、例えば工法として、工事が出る廃棄された転石等利用して、どうしてもその大きさが足りなければ、アンカーでも打って魚礁を積上げていくとか、そういう方法もあると思うのです。

私ははっきり言いまして、JRでここを昭和62年ですかね、61年も訴えてこられて動かなかったというのは、僕たちの時代からそうですけども、JRは敷地の問題は中々譲歩しません、国土調査のときもです。

だから私はJRを進めながら、そういう町の単独で町長の政として、新しく町長になられましたから。今までも産業振興課長、建設課長も歴任されてきていますから、事情は十分お分かりだと思うので、私は町単独でも少しずつでも、転石をいっぺんに投石が出来ないのなら2年か3年に分けて、集積してでも、私は、いわゆる態度というか町長の信念を示していただきたいと思うのですがいかがでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず最終的な話になりまして、どうしてもどうにもならないという場合、そういう方法を考えると思いますけども、しかしその、いわゆる投石をして何が防げると言いますと、大きな波しか防げません。必ずやっぱり飛沫は上がっていきますので、完璧というのはないのです、工法的には。そんな飛沫まで考えていないと言う小音琴の方もいらっしゃいますけれども、中々その工法次第では、本当にそれで効果が出るかなと考えております。もちろん先程、石の大きさまで議員おっしゃいましたので、前町長時代にそういう話があったかと思えますけども、そのへんのところは私に全く引継ぎがあっておりませんので分かりませんが。そういう案から工事で、出来る可能性もありますので、そのへんにつきましては、今後、議員の意見も参考にしながら、進めてまいりたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番(岡田伊一郎君)

宜しく願い致します。

次に、ちょっと時間が迫っておりますて申し訳ございません。

雇用の創出でございますけれども、これは企業の職種によって、かなり採用される人数も左右されると思っているのですが。現在、進出されている企業の中で、就業されている町内の方、町内在住の方、数その占める割合、お尋ねを致したいと思います。

○議長（森敏則君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（森隆志君）

代わりましてお答え致します。

これからの言う数字は、去年の12月末の工業統計調査をもとにしておりますので、今現在、もう半年ばかり経っておりますので、新しい数値が把握出来ていませんので、大体ということでお願いしたいと思います。

県の工業団地、9社進出をしておりますが、一応9社が雇用している職員が305名いらっしゃいまして、その内99名が町内の出身者でございます。ですから305名のうち99名、33%、約3分の1が町内雇用ということですよ。

それと町の工業団地、長崎部品があります。ここには1社ですけども、従業員が143名のうち町内が65名、約45%が町内出身ということでございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9 番(岡田伊一郎君)

こういう状況でございますが、かなり雇用の創出というのは町内だけでは中々、企業としても賄いきれない状況でございますが、そういうその多く従業員が雇用出来る企業の職種というのを、町長の頭の中に入れておられると思うんですがいかがでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

昔みたいに重厚長大（1 3 7 : 4 5）であれば、議員がおっしゃるように、多くの従業員の雇用が望めますけども、今はもうまさにインターネットとか、光ファイバーとかいう時代ですので、少数精鋭の事業が多いかと思っておりますので、極力そういう企業を、できるだけ多い企業を贅沢を言わずに、選択をしまわろうと思っております。積極的に雇用があれば、良しとしなければならぬと思っておりますけども。できるだけ多いほうということを考えていただければいいかと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次に結婚問題でございますけども。結婚とは非常にデリケートな問題でありまして、私も担当を致しておりましたけれども、集団で、会われても結果は中々望めなかったのです、過去も。だから、まずは、結婚相談所みたいに過去のデータを集約されて、希望される範囲をお互いに絞られて、例えばこう1対1で最初から合わせていただけるような方法をとれないかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その1対1が中々決められないものですから困るわけでございます。今、県のほうでも結婚世話焼き隊ということで任命をされて活動をされておられますので、そういう方の考えとか、後は町内にそういうお世話が好きな方が沢山いらっしゃると思っておりますので、一緒に公募をしまして、どんな風にしたらいいのか、或いは若いお嬢さんあたりも集めて、来てもらって、どうしたらいいのだろうかということで実際、話をしてみても、本当にやり易い方法を模索してまいりたいと思っております。簡単にいきませんので、そういうことで今、独身者が多いわけですから色々ご意見を聞いて、どうしたらいいのかということで努力をしていきますので、私が言った方法以外に議員さんあたりも何かいい方法がありましたら、是非ご提案をお願いしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

これは、なぜ集団で出来ないかと言えば、男性は町内、女性は町内外から来ていただ

けるのですが、中々その男性の方がその無口でちょっと大人し過ぎて、会話が続かないのです、コミュニケーションが取れないのです。そういう環境がまず無いというのもそうでしょうけれども。

だから私はそのデータを、極秘に情報書が分散しないような方法で、年収、年齢それから家族構成、そういうことも入れて希望を捉えていって進めたほうが早くいくのじゃないかなと思うのですが、もう一度、町長お尋ね致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

データを取って、年収とか、なんとかテレビあたりでやっています、そういう方法でも一番いいのでしょうか、あんまりプライバシーに入ってもいけませんので。とにかくボランティアとさっき言いましたけども、無口な方はボランティアは多分一生懸命頑張りますので、そういう背中を見て、なんかそういう出来ないかなと。そういう、いわゆる違った角度で、わざわざ対面じゃなくて一つのグループでボランティアをして汗水流して、苦勞話をして、その中から一人でも自立してくる男性女性が出てきて、それに感動するというような。簡単にいくものかと思われるかもしれませんが、そういう方法が、一番いいかなと思っていますけれども。

方法は色々あります。ですから皆さん方から、色々ご意見をいただいて、マスコミあたりの知恵もいただいて何か出来ないか、やってみたいと思いますので宜しく願い致します。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次に歴史民俗資料館と長崎街道の件ですが。これは、以前も町の企画としてやられておったと思っております。今度、まずは団塊の世代の方の退職者が多くありますので、もう一度歴史を生かした町づくりを行うためにも、例えば、福岡の電車、中刷り広告、長崎の路面電車もでしょうけど、金額がちょっと高いと思うのですが、そういう立案も町長の頭の中にあられるかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

その方法は私も現職時代に、長崎の電車に大分経験してまいりまして、効果はどうかわかりませんが、やったことはあります。従いまして、福岡まで行くのか東京まで行くのかなんですけれども、そういう宣伝は、今からでも何かの方法でやっていきたいわけなんですけれども。電車に限ってでは、ちょっと今のところは考えておりません。

実際、販売にも行ってないのに、広告だけでいいのかということ福岡に多分1回も

彼杵の宣伝は行っておりません。一度だけテレビで出演しましたけども、テレビで1回出演しただけで、あと行っておりませんので、実際動いてまず行って、そしてそういう電車とかに拡大していければ、もう少し九州の一番中心地でございますので、そういうところに率先して出て行こうと考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そしたら福岡に、県の事務所がございますけども、そういうところへの働きかけとかいかがでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

前回、私が九州の放送に出たときは、福岡事務所を通じましてNHKの福岡に行きましたので、そういうことは十分私も経験をしておりますので、そういうところを活用して、出来ればと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次に農業の企業進出でございますけども、まずその企業が来るって言いますかベンチャー企業でやってこられるところがあるのですけれども、まずは、その圃場整備などが行われている地区でそういう利便性が良いところでされているのですか。もしですよ、ベンチャー企業なんかも推進される考えでそういう補助とか打ち出す考えがございますか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

当然そこらへんのベンチャー企業も含めまして、あらゆる手法で、農業の活性化を図っていこうと考えておりますので、それも考え方ありますので。ただ、基本的な一番圃場が良いところ、そこを、斡旋できるかどうかちょっと疑問がありますので、そこらへんは、もちろん農業委員会と調整をしながら、条件の良いところしか入ってきませんので農業委員会あたりの指導を受けながら調整を出来ればと思っておりますけれども。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

次に移らせていただきますが、商工業の振興につきましてでございますが。町内での消費が原則であり、町民の皆様のご理解を極めて重要でありますと町長は所信表明で述

べておられますが。事業、企業、その建設業なんかもそうですが、町内で出来るところは町内で仕事が発注して頂ければ、税金で町にまた戻ってくるというのがございますが、町長はいかがお考えでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まさにもう町内消費でございますので、町内で出来るものは全て、町内で消費をしてまいります。今かなり私も、決裁の段階で町内町内ということで、町内企業に発注をするように致しております。もちろん建設業につきましても、今のところはほとんど町内でございます。

従いましては、出来るものは町内でやっということでございます。もちろん町内に発注しましては、町内で循環をして税金を納めてもらうことが常でございますので、それを基本にしておりますので宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

町長には直接関係ございませんが、山田保育園木造家屋、あの事業を、なぜ佐世保の業者に、民間の保育園のあれだったでしょうけど、町として、町長になられたときにベンチャー企業でも含んで町内でやられるという方向は、町長はどういま考えておられますか。ちょっと筋が違ったものですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

実は私も山田保育園のところに、いま裏の造成をやっておりますけども、その現地視察に行ったところ担当の方から、ここの建築はどこがしたのかと聞いたら、町外の方と聞いたものですから、いわゆる木造でしょうから、当然、町内の業者のほうでなぜされなかったのかと考えております。

もちろん紙谷町長を悪く言う訳ではございません、前町長もそれなりにやってこられたわけですから。

私ならば是非、企業の選定におきましては、町内の業者さん、いわゆる、いま蔵本の、住宅あたりの20,000千円から25,000千円の仕事もされておられます。

ですから、どの位の企業の大きさなのか分かりませんが、もちろん何億という事業ですので簡単にはいかなかったと思いますけども、出来ましたら町内で出来る企業であれば、ベンチャーいわゆるジョイントベンチャーと言いますが、町内で会社を作って大手と戦うというようなことも、視野に入れながら出来るだけ町内の業者の方が受注出来るような機会を作りたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そういうことで、町長の方針を私は聞いたわけでございまして、紙谷町長のことじゃございませんので、そういう事業があれば、町内で出来れば消費して町内で税金をまた還元していただきたいと私はそういう気持ちでございます。

次に公共交通の再考でございますけれども、そのパーキングエリア瀬戸ですか、そこは町道からも出入りが出来ると言いますか、そういう体形で観光も一緒に呼び込む考えでえられるのかどうか、お尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

もちろん、いま議員がおっしゃったように、仮に停留所が出来るとしますと、やっぱりそこに何らかの、いわゆる出店されているお店屋さんがございますから、その出店業者さんの方にも、是非そのぎ茶へのPRとか、或いはその他の特産品とか、一緒に掲げてもらってバス停を利用される方は町内だけではございませんので、町外の方もそこで降りられる場合もございますので、そこを介しての東彼杵町内の観光とかも考えられますので、あらゆる形でそういう出店まで含めたところで、停留所まで含めたところでお願いに行こうかと考えております。以上でございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

宜しくお願い致します。

次に下水道の見直しでございますけれども、ここは、町全域で、まず集落が密集しているところに計画をかけられておりますが、この見直しの段階で町長はそういう合併浄化槽も一緒に含めて考えていきたいということですが、懇切丁寧なその説明、今まで計画をされていたところが、仮にその公共下水の恩恵が取れなくなったという状況、そのへんのその説明の方法を、今年から始められるかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

就任しまして、そういう前町長からの引継ぎあたりも判断をしまして、非常に厳しいということが分かりましたので、それを具体化、いわゆるシュミレーションと言いますか、何年後こういう事したらこの事業費になるとか、こういう方法では何億になるとかと比較設計あたりをしまして、納得のいく資料を提出して、そして皆さんに説明をして回って、そして計画の見直しということになろうかと思っております。

私が一方的にやれますと言うことじゃなくて、やっぱり、それは一応住民の方の理解が必要ですので、その為には非常にい今気にしておりますのが、確かに現在は人口が100人おられます。しかし10年後、50人とか想定も出てきます。そうしますと、せっかく下水道作っても、いわゆるその下水道に入る人がいなければ、どうにもなりません。そのへんの、やっぱり10年後とか15年後とか20年後とかですね、そのへんのシュミレーションを作ったところでの事業計画をしていかないと非常に大変な事になりますので、そこを示していけば、住民の方もわかっていただけたと思います。そういう今、資料作りをやるように担当のほうには指示を致しております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

この特別会計っていうのは、そういうその目的のためにして独立採算が取ればいいわけなのですが、一般会計から恩恵を被らない人の税金も投入して運営をしていかなければならない実状でございますので、ここは一つ懇切丁寧に、いま千綿川まで来てますけれども、その先のことについては説明は宜しくお願いを致したいと思っております。

次に、統廃合についてお尋ねをさせていただきますが、まずはその地域の方々の意見も聞いて、町長がおっしゃるように子どもたちの教育環境を第一に考えるときでございますが、もう時間がないと思うのです。町全体の0歳から6歳までの各年度で60名前後ですので、先程も質問が出ていましたが、町全体で、35人学級が2クラスしかできないのです、小学校が4校ありますが、このへんはその緊急課題として、町長も捉えておられると思いますが、いかがでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

これはもう待たなしの状況でございますので、しかし、私が町長に就任しまして、もうすぐそういう話が出来ませんので、教育委員会の諮問会議の答申あたりも間もなく出るかと思っておりますので、そのへんも出る前くらいには、是非、各小学校の校区に出向きまして、ご意見を聞いて、そしてその答申も合わせまして、教育委員会と一緒に頑張って対応してまいりたいと思っております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

教育長にお尋ねします。懇話会、今まで何回開催されたのですか。お尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

3回開催しております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

今まで3回、ちょっと少ないような気がするのですが、もうちょっとその教育長、時間がもうないものですから、積極的に教育委員会として委員さん方の意見として、懇話会をもっと数多く重ねていくべきだったと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

この懇話会につきましては、一応当初4回の会を予定しておりました。

しかし、内容等々をずっと整理しましたところ3回で、この懇話会には0歳児から15歳までの保護者の方々の意見も全部集約しております。そういう中で、一応3回でまとめて私達としての資料として十分だろうということで3回としたようです。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

そして、やっぱり賛否両論ございまして、最終的には教育委員会も結論を出さなければいけないと思うのですが、教育長も積極的に、反対があってもそういうその統合廃合問題の決着を教育長の考えとして、意見を出すべき時期のときには出していきたいと思うのですが、いかがでしょう。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

教育長としてよりも教育委員会としてということに最終的にはなろうかと思えます。その過程で一つ一つ慎重に進めるということで、橋村議員でしたか、お答えしておきます。その流れの中で今きております。

最終的には、先程もありましたように、この統廃合については非常に私達としても慎重に対処すべきところがあると思えます。他の地域の様子、東彼杵町と同じようなところがございまして。そこでもやはり慎重にしていかないと地域の方々の声、賛否両論あると、その中で地域のことも考えなきゃいけないということを活かしております。私もそのとおりだと思っております。ただ、方策としては先程述べたとおりでございます。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

やはり私がこれを申しますのは先程言いましたけども、人口がぐっと激減してしまし

て、周りは子どもたちの事を考えなければ第一にいけないと思ったものですから、反対があっても賛成があっても結論を出すときには早い時期にお願いしたいと思っております。

○議長（森敏則君）

教育長。

○教育長（今道大祐君）

議員の再度のあれですが、やはり国の基準では東彼杵町は中一小一の規模でございます。つまり国の基準では12学級、公立小中学校は12学級から18学級までに編成する。ただし、地域の実状によるということが最後の1行にあるわけです。これによってその地域の実状、実態に合わせた編成をなすべきであるということになっております。

ただ、色んな先程子どもたちのために、子どもたちの視点に立ってということをお岡田議員のほうからのご指摘を受けております。全くそのとおりだと思っております。やはり、先程言いましたように子どもたちは1年1年進んでいくわけでございます。そういうことで、私のほうも十分そのことを含めながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森敏則君）

岡田君。

○9番（岡田伊一郎君）

最後でございますけども、もう一つ退職教職員の方々の土日の時間外の指導でございますが。福岡で土曜日と日曜日に、指導をされているのです、これは塾の代わり。やはり教育の格差、貧富の格差を、無くそうということで教育の町になっているのです、本当に、皆様方のご協力で。

だから、そういう方向も今後、教育委員会として、もしご協力をお願い出来るのなら1時間でも2時間でもそういう指導に東彼杵町でも携わっていただけたらなと思っておりますので宜しくお願い致します。以上で終わります。

○議長（森敏則君）

答弁はいいですか。

○9番（岡田伊一郎君）

いいです。

○議長（森敏則君）

以上で、9番議員岡田伊一郎君の質問を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩致します。再開を13時30分から行います。

暫時休憩（午後12時25分）

再開（午後1時30分）

○議長（森敏則君）

休憩前に戻り会議を続けます。

次に7番議員、佐藤隆善君の質問を許します。

7番議員、佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

皆さん、こんにちは。ご存知のように先の選挙で初めて当選しまして、質問を初めて致します。何かと執行部方にも分かりにくい点もないようにしますので宜しくお願い致します。

それでは、私の質問をさせていただきます。

最初に、1番目に所信表明の中で6項目、町長は重点項目として特記されていますが、このうち1番から4番まで今、先輩議員方も質問がありましたし、また、すぐに効果が表れるような施策も県、或いは国の縛りもありまして簡単には出来ないと考えておりますが、長期的な視野で今後の機会を捉えて、その点については、また質問させていただくことにしまして。

その中の5番目と6番目の、交流人口の拡大の具体的な内容について。先輩議員方の質問の中にお答えもありましたが、私なりの交流人口の在り方について質問させていただきます。

これにつきましては、町長も述べられておりますように、道の駅というのを項目別に挙げられておられますが、実質的には交流人口を増やすということは、東彼杵町を良く知ってもらうというために来ていただくことだと思っております。この点について、観光地と申しましても、所信表明に書いてあります龍頭泉を除けば、そう余所から度々お見えになるような場所もないというふうに感じておりますが。幸いの事に5月に行われます「そのぎ茶市」でありますとか、それとか秋に予定されております「ふるさとふれあいまつり」、それから5月の最初に里で行われております「新茶まつり」とか、そういうあらゆる機会を捉えて交流人口の拡大を図るべきだと私も思っておりますが。

今年の茶市、商工会あたりに尋ねて見ますと、前年より約1,000人來客者が少なかったというふうなことも聞いております。これは何かと考えると、以前の茶市と言ったら、彼杵の茶市は夜市があるんだと、夜の9時位までは盛んに人が通って來客者もかなり多かったと思うんですが、今では日没とともに止めようかというふうな雰囲気になっております。

それともう一つ、1番大きな問題は、町が補助金を出さない。削減削減とどんどん減っていつているのが現実だと思っております。催し物にやはりお金を掛けなければ人は集まりません、はっきり言って。

今年、皆さん方ご家庭で見られたテレビでも、世知原のじげもん市の方がテレビでどんどんコマーシャルをやって、佐世保市になったら急に金持ちになったとか、テレビでコマーシャルやっています。こういうことも一つの方法だと思いますので、その点につ

いて町長はどのようにお考えになっているのか、催し物ということの捉え方で質問します。

それから、併せて交流人口を増やすということは、町を知っていただいて、この町が良い町だというふうなことで定住化に繋がっていくんじゃないかというふうに考えております。だからこの点も含めたところでお尋ねを致します。

それから、2番目に防災対策についてということで項目を挙げております。

3月の東北の震災、津波を皆さんテレビを見られただけで涙が出てくるような大災害だったと思います。余所の記憶も活かして、我が東彼杵町の防災対策はどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

その中で、今回の一般質問書の質問書の提出日が6月7日になっておりました。それで、6月7日に東彼杵町防災会議というのがあって、どういう計画書がその会議に出るのか分からない時点で質問書の提出でございましたので、中身について私が余り深く質問することも差し控えたいとは思いますが、かねがね前から防災計画の指針であるものを、見せていただいた範囲での質問をさせていただきます。

長崎県では、平成17年の4月、専門家からなる長崎県地震発生検討委員会というのがありまして、そのなかで地震発生の想定ということで、県の方が広報紙に載せておりましたが、活断層型地震、いわゆる直下型地震によるものは最大で県南部を中心に震度6を想定しているという県の方針でございます。それで、しかしながら福岡県西方沖地震のように、活断層が確認されていないところでも地震が発生しているということは、東彼杵町もいつかこういうことが起こるという前提のもとでの防災対策にあるべきだと考えておりますので、その点について防災計画書及び防災マップについての町長の考え方をお尋ね致します。登壇してでの質問はこれで終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

佐藤議員の質問につきましては、先程、日程的に余裕が無かったということで大きな質問になっておまして、中々私のほうも答弁がしにくいですが、その中で只今壇上でも説明がありました件につきまして、ご質問の内容と併せまして答弁をさせていただきます。

まず始めに所信表明についてでございますが、交流人口の拡大の具体的な内容について尋ねますということでございますが。

先程、議員もおっしゃいましたように、まずは道の駅。道の駅のあり方によつての集客というのが、現在、道の駅はレジ通過者が約40万人。一人ということはありませんので倍客しまして80万人と。その中で町内の方が5割、町外5割、40万が訪れておられますので。これの方策を取ることが交流人口の拡大に即繋がりますのでこれを考えております。

それから観光につきましては、龍頭泉がございます。それから、江の串川の河川公園もでございます。これにつきましては、行ってみますと長崎の子どもと大村の子どもが野球の試合をしていると、しょっちゅう来ております。ですから、ここは何処ですか、大村ですかと言われた記憶もありますけれども、非常にそういう他町から利用している人がいっぱい居ます。河川公園に来られて東彼杵町にメリットがあるかということですが、来られること足を運ばれることにメリットあると思いますので、当然買い物もしていただければ1番良いんですが、そういう来ることによってのPRも出来ますし、非常にそういう意味で交流人口の拡大に繋がっているかと思えます。

また、龍頭泉につきましては非常に地形的な制約がございます、中々集客という面では出ておりませんが、お蔭様で、いこいの広場あたりが、指定管理に変わりました色々方策を練りまして集客は横ばい程度でございます。そういうことで龍頭泉も何か、ハード的なもの、ソフト的なものが考え出せないか今思案中でございます。なんとか今の橋梁工事が終りまして、その後に集客出来るように何か出来ないかということで今検討しております。

それから、先程言われました新茶まつりとか彼杵の茶市とか、それから河川公園あたりを利用した催しが盛んに行われておりますので、それは引き続き拡大を図ってイベント等の助成あたりも考えながらいきたいと思っております。

それから、東彼杵町を訪れてもらいます買い物客、お茶を買いに来るとか鯨を買いに来るとか、その買い物客、或いは文化鑑賞、総合会館あたりでも町外の方がかなりお見えになります。それからスポーツ、色々ソフトボールとか各種大会で町外からかなり選手の方もおいでになっております。

それと併せまして、先程、岡田議員から質問があったものにも答えましたけれども、いわゆる長崎街道という特色を活かして、そこらへんの交流人口で拡大をしながら今後研究をしてみたいと思っております。

先日、東京のほうからも来庁されまして、今親子の方30名が夏休み期間中に福島原発あたりの放射汚染に関しまして非常に不安だということで、一時的に夏休み期間中疎開をしたいということでおいでになりました。これは、いわゆる母親が、子どもの健康に配慮だと思えますが、今非常に東日本も含めて、福島原発で2日前にもテレビであってございましたけれども、非常に不安になられて田舎のほうに疎開をしたいという話がどんどん挙がっております。NHKのテレビでも2日前には多分報道があっていたかと思えますけれども、そういうことで、ホームステイになろうかと思えますけれども、そういう話が今舞込んでいます。その方達がこちらに来て、そしてホームステイをしたいと。その中で東京から見た東彼杵町の姿ですか、これを見て、いわゆる異文化から異世代と言いますか、そういう経験をして、そして東京に持って帰りたいと。そしてそれを記録映画にして福島東日本あたりに映画にして発信をしたいというような話が今あっております。そういうことも一つの交流人口の拡大と思っておりますので、どれだけ出来る

か分かりませんがそういうことも、視野に入れていきたいと思っております。

それから、先程議員が言われました世知原のじげもん市あたりは、町の助成金が減るところか、かなり出ているんじゃないかと思っております。これも、私も現職の間6年間、花火大会もろもろ予算の要求あたりも商工会と共にやってまいりましたけれども、中々それだけに助成というのが厳しゅうございます。

花火大会にしても、川棚町にしてみますと住民を巻き込んだ花火大会、住民から全く関係ない、商工会に関係のない住民の方から寄付をつのってやっているということを会長から聞きまして、やっぱりそういうイベントに対する考え方も、住民を巻き込んだ施策というのが、やっぱり必要になってくるんじゃないかと思っております。

群馬県の太田市というところがありますけれども、ここも花火大会は全部住民の手でやっております。そういうところの、先進地あたりもありますので、十分そのへんは予算等に無理がないようなところでの範囲は助成出来ますけども、かなり厳しいものと考えております。

それから2番目の定住促進の具体的な内容でございますが、これにつきましては住宅政策として、いま定住住宅を36戸用意しておりますが、中々家賃の問題等で現在8個が空き家になっております。これも住宅使用料が高いという話もありますので、このへんの使用料の軽減あたりも検討したいと思っております。それによってのいわゆる定住者の増を考えていければと考えております。

それから、町内の空き家情報、田舎暮らしあたりを望まれる方がいらっしゃると思いますので、そのへんの貸家とか空き家とか売却などの意向調査を実施を致しまして、田舎暮らしの体験など出来たらと考えております。そういう田舎暮らしでおいでになった方を今度ホームステイで町内に何日間か出てもらって、やがては定住へもっていくようなこと、そういうきっかけ作りを、やっていければ1番良いかなと思っております。

それと現在町内に多く、町外の方が結婚、転居をされて東彼杵町は良い所だということで話をされます。そういう方を、いわゆるクローズアップしてインターネットで、町のホームページで発信をしたいと。町の良い所はこうですよということを色々動画と言いますか、動くことで発信をしてみたいと考えております。

従いまして、先程申しましたとおり7月1日から光ファイバーが使えるようになりましたので、非常に好条件が整っておりますので、全国へ発信をしたいと考えております。

それから女子学園跡地などの活用次第では、定住人口も交流から定住へと変わっていくことも考えております。

それと併せましては、19年4月位から長崎ケーブルメディアサービスというのが、東彼杵町では光ファイバーを入れております。今までは工業団地だけだったので、今回の7月1日からは役場が1番基本ですけれども、役場から町の工業団地、或いは彼杵港までの配線が7月1日で終わりますので、それから各個人の方も光ファイバーのインターネットが出来ますので、そういう面も、東彼杵町が県内で1番遅れております

ので、何とかそういう全町に配線あたりが出来れば1番良いのですが、中々言えば易しで配線が出来ない予算面もございますので、引き続き検討はしてまいろうと思っております。

それから町のホームページも全面的に見直しを致します。これはすぐに効果はでませんけれども、発信する中で相乗効果あたりも出てきますので、やらない方よりはやった方が良いですので全面的な見直しをして臨みたいと考えております。

次に2点目の防災対策でございますが、2番目の1番目、町有建物の安全性について、特に防災上の拠点となる本庁舎の検証と想定される被害内容と対策を含め尋ねますということでございます。これにつきましては、特に町有建物の安全性というのは、この本庁舎に関して言いますと、この建物、これが昭和62年でございますので、この建物につきましては阪神淡路大震災クラスの地震では大丈夫と思います。ただし、こちらの古い方は昭和36年ですので、これは耐震補強はまず無理です。地震がきましたら全て造り替え、補強も出来ません。そういう老朽化の建物でございます。

そういうことで、非常に1番防災の拠点のところは1番危ないということになっております。私も40年務めてきて、問題ありませんでしたけれども、災害というのは忘れたころにやってくるということを言いますので、今日来てもおかしくないくらいの状況でございます。

先程、議員がおっしゃったように西方沖の地震とか、過去江戸時代にあった地震等を見ましてマグニチュード7.いくらというのがございますので、そういう楽観的なことは言えないと思いますので、議員が言われるとおり当然考えていくべき問題と考えております。

それから、その他の建物につきましては各学校の耐震化は、ほぼ完了を致しております。ただし、社会教育施設、体育館とかは、手付かずの状態でございますので、ここは木造平屋だったら全く問題ないわけですが、木造2階以上、或いは非木造の2階以上は耐震の必要がありますので、財源が許されれば計画的な対応というのはやっていくべきと考えております。またその庁舎につきましても、それでは今からどうするのかという話がありますけれども、限られた予算でございますので、まさか庁舎を建てるような基金まで設定までは出来ないでしょうから非常に痛し痒しのところでございます。

それから他の災害等を想定した場合は、河川や建物周辺の地形条件で洪水や地滑りの被害が想定されます。本庁の検証につきましても、地震以外で河川の洪水、豪雨とかそういうことになりますと、1階にオフトーク通信がございます。そうしますと、洪水になりますと全く機能が出来なくなります。大きな地震の場合でも、旧館は壊滅的な被害を受けるわけでございますから、ここには非常に重要な皆様方の情報コンピューター室がございますので、そういう電算機能とか情報センターとか大きな被害を想定されます。対策につきましては、耐震診断とかオフトーク通信設備の3階への移動とか対策を講じる必要があるかと思っておりますけれども、現下の財政状況を勘案しても困難極まるものでござ

ざいますので、議員に対しては貴重なご指摘をいただきまして感謝申し上げます。

2点目につきましては、防災計画書に定める災害対策・防災マップについての内容についてお尋ねしますということが書いてありますけれども、これにつきましては、具体的に質問していただければ自席にてお答え致しますので宜しくお願い致します。本席での答弁を終わります、宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

今、交流人口の促進ということで回答をいただきましたが、ここで一つ問題点と言いますか、次の質問の中にも道の駅との関連がありますので、重複を避けたいと思えますが出来れば、ここ次に11月ですか、ふれあいまつりは、このようなことが予定をされておりますので、その中で色んな催しかれこれ、計画をされると思えますが一般的に言わせただけならばマンネリ化と、内容が、だからその集客が少ないとかいう話も出てきておりますので、一つその点は慎重に何かないか。それと商店だけということではなくて、こういう町民こぞってのお祭という考え方で、私お祭大好きですので、お祭を町民活動で自分達が楽しめる場を設けていただく。だから、そこで庭で採れた野菜でも何でも並べて売れるよというような町民の皆さんが、こんなものでと言うものでも構いませんのでそういうようなことを皆で盛り上げていく、それが一つの町おこしに繋がっていくんじゃないかと思えますので。小さなことを申し上げておりますが、そういうことの積み重ねが非常に大事ではないかと私は考えております。

それから、その延長線上に定住化があると。ここに住んでいる人達が、つまらない町ですよ、何も無いところですよと言うような町に、誰が余所から来て、今度条例改正も出ておりますが、役場から1,500千円貰えるから家を造ると言う人は、今そう余計にないと思うのです。自分が住みたいと思うところに皆さん住まれると思うのです。だから、そういう点で、今度まちづくり課も出来るようですので、併せてそういう総合的な判断を一つ出来ないか、もし案があればそういうことも教えてもらい公表していただきたいと思っておりますが、いかがでしょう。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

ふるさとふれあいまつりに関しましては、今確認しましたら、まだ今から計画を立てるということですので、今おっしゃったようなことが、私も町づくりの1番の基本と思っておりますので、地域からそういう野菜から何でも結構です。そういう出品あたりをしていただいて、いわゆるそうすることによって町民の方が参加するわけですから全員、全員とはいけませんけども多くの町民の方が参加して祭りを盛り上げるという方向性が出ますので、そういう取り組みは是非やりたいと思っております。

それから、総合的な判断はどうかということでございますので、ふるさとふれあいまつりに限らずそういうイベントにつきましては、今から町民の方次第で、やるべきと思っております。

現職のときにもそういう話がありまして、全て丸投げで行政はもう後方支援みたいな感じでやろうというような一時期そういう話もしていましたので、そういう方向性は、そちらのほうが私は逆に行政が携わらなくても地元の方で、いわゆる実行委員会ですか、そういう形のほうがもっと伸び伸びと出来ますので、そういう方法も併せまして検討してまいりたいと思っております。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7番（佐藤隆善君）

今のようなことを進めるにあたりまして、一般の方々の協力はもちろんのことだと思いますが、どうしてもこういう田舎で何か物事をするという時になると、やっぱり中心になるのは町の職員の方が、休みに当然休んでもらわないといけないのですが、半日でも1日でもお手伝い、積極的に願えれば案外スムーズにいくと思うのです。今回の茶市も3日間、私も見ておりましたが職員の若い方々が休みをとったり、或いは自分の休みをやりくりして出ていただいたということについては非常に微笑ましいと言ったら悪いですが、喜ばしいことだと思っております。だから、課長様方、皆さんお忙しい立場でしょうが半日なり1日なりはどうか都合つくと思いますので、一つそういう点も町長と一緒に町長の活性化という点で、まず自分の住んでいる地域の催し、ここに顔出すのは当然のこと、それから町を代表するような催し、ここにも担当ではないからとか、そういう狭い見ではなくて、町づくりという観点から町の職員の方々の積極的なボランティアを指導されるように、町長に特に要望を一つしておきたいと思っております。人から言われてあんまりするべきことじゃないということも私も十分分かっておりますが、町長の姿勢でそういうようにもっていけると思いますので宜しくお願いします。

あと防災計画ですが、今さっき回答の中でありましたように、町は、おかしな事に重たい電算関係の装備は3階に、1番上にあって、それから防災計画の1番重要な通信手段でありますオフトークは、堤防よりも低いところにあると。こういう矛盾したことで、はたして防災計画書に書かれているような通信網が確保できるのか、このところについて1点と。

それからもう1点は、国道の改良によって非常に見晴らしが良くなって、車の中から役場の庁舎を見ると、なんか薄汚れた廃屋みたいな感じがします。同時に、役場の中には、いたるところにひび割れが壁にある、天井には雨漏りがする。おまけに天井には前の時からの積み重ねの電気の配線が張り剥がされているわけです。こういうふうなところで、はたしてここで地震というのは、今の町長の答弁にもありましたように、あまり考えてはありませんが、水害という点で考えた場合に、どっから横から風が吹いて雨が

壁に吹き付ければ壁も染みてどんどん漏ってくる。それが何処で溜まって何処へ行くのか。

この前、補正予算で挙がっておりました彼杵中学校の漏水と同じで、何処がどうなっているのか分からない。電気の配線もどうなっているのか電気屋さんに見せても、どれが何処に繋がっているのか分からないと言い、それから新たに線を引きましょうかとかいう話も聞いておりますが。

こういうふうな庁舎、壁に塗装をやり直すくらいの経費は、どうにか町長の給料を50%削減すればそこから出てくると思いますので。結局、町内の安全点検と言いますか、庁舎内の、それについて町長どうお考えですか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まずは、通信手段の確保は出来るかということでございますけども。いわゆる大地震の場合は全く駄目です、やっぱり。通信手段はいずれにしましても想定外とか言われると益々駄目ですので、まずは地震の場合には駄目だと思っております。他は水害の場合で洪水を想定したときに、まず役場の横が洪水で溢れるというのは余り無いかと、その手前のほうから溢れることが考えられると思います、意外と。この下のほうでいきますと川の幅の道も広いですので、1番最大で何mとなっておりますので、37の災害のときも私もおりましたけれども、まだまだ余裕がありましたので、多分役場が直接、横が堤防で溢れるというのはまず無いだろうと思っております。逆に国道が堤防になって、水を除けてくれるだろうと。

そういうことで、水害の場合、全面的に決壊して海岸までとなったときはやっぱりそういう通信手段は、まず地震にしても何にしても駄目だろうと。ただ他の災害は全く問題なく通信手段として出来ますのであまりそこまでは深くは考えておりません。

それから2点目の役場庁舎の安全性ですけども、まさに言われるとおり私もそういうことで雨漏りとかひび割れとかずっと体験してまいりましたので、もう反論は、全くございませんけども。潤沢に予算等がありまして、そういう庁舎を建てるというのは不可能でございますので。

議会の冒頭のとき、私もちょっと話しましたけれども、非常に今、職場環境も厳しい状況でございます。そういうことでオフトーク室と繋いだような造りを、廊下で繋ぐとかいう方法を考えてみたいと思います。そういうときに併せて、塗装まで出来たらいいかなと考えておりますので、すぐに今年出来るかどうか分かりませんが、来年度に向けまして我が町が、あまり廃屋みたに見えるのは好ましくございませんので、予算の範囲内で、やらせていただきますので宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

佐藤君。

○7 番(佐藤隆善君)

もう1点、是非これ重要な問題ですので検討いただきたいのですが。

防災マップにも防災計画書にも、避難所という単純に避難所という表示がしてあるわけです。これをよく見ますと避難所というのは全ての地区の公民館を含めたところが全部避難所という指定になっているのです。

だから、これは防災計画書でも防災マップでも緊急避難所と被災者用の避難所というふうな区分けをされたほうがいいと思います。それで、と言いますのは具体的に申しあげますと、例えば小音琴の公民館、道路より下です。小音琴公民館と同じ高さに住んでおられるところが1件だけかと多分私も思いますが。それから、もう1つはここから見えますが東町の公民館、これ避難所になっているのです。川のそばにわざわざ避難しに行かなければいけないのかということになりはしないかと思うわけです。橋の詰の公民館然りです。だから緊急避難所と被災者の避難、避難所、これは区分けて記載をすべきだというふうに私は考えております。

それからもう1点は、今先程から問題になっております学校を避難所に指定を一応してあります。そうしますと、いま学校をほとんど全部、体育館を除けば警備会社に警備を委託されていると思うのです。施錠の問題が出てくると思うのです。

誰が鍵を持って誰が開けに行くのか。このところは、それは教育委員会にあるから教育委員会に取りに行けばいいだろう、じゃあ彼杵小学校と音琴小学校はわざわざ教育委員会まで取りに行かないといけないのか。それと、どうやって彼杵川が氾濫するといふときに、この橋を誰が渡りきれぬのか、鍵を取りに。そういう問題が出てこないかと思うのです。それと学校にいきます避難所にしますと、今度は避難所は誰でもドコドコドコ職員室でも何処でも入っていいのかという問題が出てきます。

だからここに書いてあります防災計画書に、今年のはっきり書いてありますが、1年に1回は防災訓練をしますという綺麗に区切ってあるわけです。去年までは多分、実施したいとか、ぼかしてあったのですが、今年からははっきりと防災訓練をしますと書いてありますので、是非このところで小学校か或いはその避難所への道筋を地図を見ずに、実際に歩いて見て何処かに障害物がないかということも点検をしながら、いい機会ですので今回やって欲しいと思います。

それからもう1つ避難所になった、例えば学校とかというところは2階建て3階建てですので、水害に対してはまず安全だろうと思われませんが、この中で先程も言いましたように避難所となる教室、ここも空き教室が、こう言ったら失礼ですけども多分学校にはあると思うのです。だから緊急の避難所による受け入れ先を1教室なり2教室なり確保して、そこに今度は座布団の1枚なりマットの1枚なり置いておくのが当然じゃないかと思えます。と申しますのは、昭和51年の災害のときに、ここらへんで、その役場の横の堤防、板をはめて泥をついて補強をしたのです。まだ現役で私も若かったですから消防団で出ましたけども。その時に避難しろと言うことで、それを抜け出して家に年寄

りをおいていたものですから年寄りを連れて行ったのです。そして今度は治まったものですから連れに行ったら、年寄りが一言言ったのは、「もうおおちゃこん」と言ったのです。何でかと言ったら、座布団1枚無かったと、床の硬いところに何時間か座らされた。出ていこうとすれば出て行くなと怒られると言うことなのです。だから当然だろうと思うのです。使わない座布団なりマットなりどっかにあるはずですから何枚かはそういう教室に用意をしとくとか、そういうふうなことも一つの方法じゃないかと思われまますので。それと健常者だけじゃないということです。最初に避難していただければならない方は健常者よりも先に体が弱い方、それから独居老人の方、こういう方々の体制を作るための避難訓練のときに必ずチェックをお願いしたいと。

それと避難所は、役場の職員が仕切るような防災計画書には書いてありますが、例えばどなたがどの班長さんになれるか、その課長さん方を割り切っておりますが、このとおりにいけば何の問題もないわけです。この人達全員が役場で待機していて1、2の3で出て行けばいいのです。自宅にいて役場まで辿り着けるかどうか分からないわけです、災害というのは。

だから、これは地元の区長さんあたりと話し合っただけで防災避難所の運営については、それこそ民間にお任せして、それで地域の方々で体の調子が悪い方、独居老人の方、弱者のほうの救済もそこで全部任せるというふうな形に見直されたいかがと思います。町長の考えはどうですか。

○町長（渡邊悟君）

一問一答と聞いておりましたけれども、非常に質問が、いっぱいありまして何をどう答えたかよく分からなくなりました、今色々ご指摘をいただきましたので、それにつきましては、今後十分考え方を視野に入れて、その作り方なり体制のあり方、そのへんも、研究してまいりたいと思います。確かに絵に描いた餅でありますけれども、防災計画を作るうえにおいては、その絵に描いた餅で仕方がない場合がございます。職員体制をどうするかと、職員を充てないともうどうしてもならないものですから、もしかしたら全員いないかもわからない。そういうこともあり得るわけですから、そこらへんは、臨機応変にするということがございますので、今言われたことを念頭にしながら、今後はそういう実践に沿ったような防災計画書ですか、それに邁進してまいりたいと思いますので、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

それから、確かに座布団とか何とかも設置をすべきなのですが、いわゆる災害というのは突然でございますので、東日本の大震災を受けまして、これから先防災マップなり防災に対する考え方が大きく変わってくると思います。そういうことで、本当の実践方の未曾有の災害でございますので、そういうノウハウが必ず今からどんどん発信をされてきますので、それを受けながら新しい防災計画書を、進めていきたいと思いますので宜しくお願い致します。

佐藤君。

○7 番(佐藤隆善君)

私も最初にお答えしましたように、最初の質問で一問一答と隣から言われて、そうかと今言ったところですが、出来ればこういうような今日本語の中から想定外という言葉、消え去る、消さないといけないと、災害に対しては出てきておりますので、一つ今後とも町長も就任早々で全てを頭の中に入れるというのも大分難しい問題だろうと思いますので、また機会があるごとにお尋ねをしていきたいと思っております。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(森敏則君)

これで、7 番議員佐藤隆善君の質問を終ります。

ここで暫時休憩し、14 時 20 分から再開します。

暫時休憩 (午後 2 時 10 分)

再 開 (午後 2 時 20 分)

○議長(森敏則君)

休憩前に戻り会議を続けます。

次に 3 番議員、浪瀬真吾君の質問を許します。

3 番議員、浪瀬君。

○3 番(浪瀬真吾君)

皆さん、こんにちは。

私は先に通告しておりました、次の 2 点について町長にお尋ねを致します。

まず 1 点目でございますが、広域農道と国道 34 号線を繋ぐ道路の建設についてということで、町長に就任されてから早一ヶ月を経ちますが、町長は本町職員として在職 40 年以上の経験をお持ちになり、職員と執行権者の相違をよく理解しておられることと拝察を致します。

そこで、本町を通る大村東彼広域農道(大村湾グリーンロード)は歴代の行政の長をはじめ各関係機関、更に地権者の皆様方、地域の皆様方のご理解とご協力により、今年度末には開通の見込みであります。この広域農道の開通により、一ツ石から法音寺地区にかける広域農道沿いの土地の有効利用や産業開発が見込まれます。

また、広域農道沿いには、グリーンテクノパークや町工業団地等もあり、かなりの交通量も予想されます。この広域農道を有効活用するためにも、大野原高原線と共に国道 34 号線法音寺地区に通ずる道路の整備も必要になってくるものと考えていますが、町長の所見を伺います。

次に 2 点目でございます。ひさご荘移転後の跡地利用についてでございます。

道の駅に隣接するひさご荘については、現在、川棚町の白石郷に約 425,000 千円をかけて改築中で、来年 1 月末には完成予定であります。現在地約 4,300 m²の跡地利用につ

いては、現在のところ決まっていなと聞いております。

ここは、東彼地区保健福祉組合の用地であることから、福祉組合の運営に係る問題だとは考えておりますが、東彼杵町の将来を考えた場合、町が借り受けたりして道の駅周辺を整備拡充し、交流人口を増やすことも考慮しなければならないと思います。

また、現在の道の駅は、お客さんも多くなり駐車場スペースも狭く、祝祭日のときは特に支障を来している現状であります。更に、売り場面積は当初からして下屋を下ろし、少し面積も広げられましたが手狭の様に感じます。

現在、町内外合わせて約 390 名近くの方が登録をされて出品をされているようですが、農漁業の活性化、また家庭菜園によるところの高齢者の健康維持増進にも大いに役立っているところであると考えますが、町長の所見を伺います。

登壇での質問を終わります。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まず 1 点目の広域農道と国道 34 号線を繋ぐ道路の建設についてでございます。広域農道大村東彼杵線は平成 24 年度完成を見込んで全線開通でございます。更に、町道大野原高原線につきましても、平成 24 年度完成を見込んで、谷口地区から広域農道の起点部、法音寺鞘の原ですか、そこの接続が完了致します。ただし、国道柚木町の交差点が若干遅れるものと考えおります。

今ご質問の町道計画は国道との接続の必要性は高いと思いますが、計画にあたっては、慎重な対応が必要と考えています。広域農道完成によって、交通体系が大きく変わりますので、まずはこれらの交通量の調査が必要になります。

只今質問されています道路を設置した場合、位置とか道路の幅員計画で色々変わってきます。例えば二車線の 7m で接続を持っていた場合は、法音寺地区あたりに行きますと家屋の移転とか多額の費用が掛かります。5m の場合は接続だけでいいかも分かりませんが、更に彼杵川がございますので橋梁の設置、これが相当費用が掛かりますので、その財源の確保とか、費用対効果とか見極めるのが非常に重要であります。一応今のところは、今の大野原高原線の継続という形でいければ一番良いのですが、中々、完成に合わせというそういう体形がまず無理ですので、まずはさっきも言いましたように、供用開始によって広域農道の流れがどう変わるのか、そのへんを見極めてからの計画になろうかと考えております。

2 点目の、ひさご荘移転後の跡地利用についてでございますが、現在のところ全くの白紙の状態でありまして、東彼保健福祉組合の用地でありまして、これからそれらの処理について協議がなされるものと思っております。

ご質問の道の駅周辺の整備につきましては、道の駅の物産館、並びに駐車場それから資料館あたりの駐車場、非常に手狭でございます。以前から、そこら辺の跡地利用につ

きましては、道の駅を建設当時からそういう話があったので十分承知を致しております。

そういうことで、この跡地を東彼杵町が利活用出来るとすれば、かけがえのない一番貴重な土地でございますので、活用にあたっては、町が主体性を持って町民の皆様方とシンポジウムなりなんなりそういう場を設けまして、どういう活用をしたらいいのか皆さんの意見を聞いて、そして整備計画を作りながら道の駅とか資料館を含めた整備計画で推進をしてみたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

登壇での答弁を終わります。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

先程の町長の答弁で平成24年度ということの説明がありましたが、これが前町長の方に、1年位早くなるというふうな理解で、説明があったかと私は記憶をしているところでございます。こういったことで、今年度末という私は表現をさせていただいているところでございます。

これは国が50%、県が40%、市町大村市と合わせて、10%ということになってきとるわけですが、総事業費が12,600,000千円当初の見込みで、そういったことでそのうちの受益面積が約1,550haということで算出をされているようでございます。

これ当然にここがもし全面開通になった場合には、先程も述べましたように色々な面で分野が開けてくるのではないだろうかと思うわけです。こういったところで現在、法音寺の町道白丸線ですか、あそこもよく利用されているのも現実でございます。この件につきましては、平成20年の、3月の定例会でも前町長にも私、白丸線の拡幅はどうかということで、質問を致したところでございましたけども、当時は利用等がまだ少ないのではないだろうかというふうなことで、検討はされるものと思っておりましたが、そういった答弁でございましたが、今回特に新町長になられてから、その思いがあらゆるところでそういう発言を、広域農道との繋がりたいという発言をされているとそういうことをお聞きをしておりますものですから、具体的に私も先程の答弁じゃ少しちょっと物足りないなと思っておりますのでございましたが、再度、これは拡幅をして、やはり初めての道路じゃなくても広域農道同等の道路でもいいのではないかと、私は結局は広域農道を通る造りで十分、国道と繋ぐには足りるのではないだろうかと思っております。

そこで、これに関連して、大野原高原線の類似する問題ですので、町長にお尋ねを致しますが、昨年9月に、町の方と議会の方にも約500名の方の署名を添えて、菅無田、法音寺、坂本、中尾、太ノ原地区の、区長さんの連名で町の方にも歩道を設置をしてくださいと、今予算は計上してありますが、まだ工事にかかっておられません。

そういった中において、そういった地域住民の方の要望がっております。そういっ

た中で議会も結局、産業建設常任委員会で現地視察致しまして、委員会でも全会一致で採択をし、また本会儀でも全会一致で採択をしているところでございますが、その件についても、関連しますので歩道の設置についてはどういうお考えがあるのかお尋ねを致します。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まだ内容等については、良く精査をしておりますけれども、多分工法的には、何ですか、構造物ではなくて土羽と言いますけれども、土で用地を借っていると思いますので、そのへんで工夫出来れば、満足な幅員、例えば前後が3m位あるでしょうけれども、それでなくて例えば2mでも良いよということになれば、用地内の中で工夫をしながら出来たら、経費もあまり掛けなくて出来るかなと思っておりますので、そういうところは私も現場を見て、担当ともう一回精査をしまして、ご要望に答えられるように努力をしたいと思っております。

それから、私が町長に立候補しましてどこでも言っていると話があっておりますけど、どこでも言っておりません。ただ言ったのは長崎新聞の取材に答えています。それはどういうことかと言いますと、その道路は私がしないといけなんでしょうと書いております。

従いまして必要性は十分わかりますので、今後十分検討して、意見あたりと先程言いましたとおり、大野原高原線の事業として追加が出来るものなのかどうか、いま県とも折衝をしておりますので。そのへんの財源の確保とか、費用対効果とか、そういうところが明確にしていまいますと、皆さんのほうにお願いをして予算計上なり事業計画なりを挙げて、推進してまいろうと思っておりますので。

それと、7mとおっしゃいましたけれども、7mが1番、例えば白丸線を、仮に拡幅をした場合は、7mでいきますと国道の交差点になりますので、今度はそこから、嬉野側に100m、130m位、それからいわゆる樋口側ですか役場側に130m位、その路線の交差点を作らなくてはいけません。そうなりますと、そこに家屋がありますので、非常に膨大に金が掛かってくるわけです。

ですからそのへんの34号との今タッチしているものは、白丸線が1本と木戸蔵線というのが1本あります。それから山田のところに、これは農道ですけども1本ありますので、現在のところそれも活用できるわけです。ただし幅員が小さいとか橋の能力がないとかございますので、そこらへんを含めて検討をしてみたいと思っております。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

言いますのは、いま町長がおっしゃったように当然、広域農道が開通しますと大型が通る可能性があるわけです。もし大型が通るなら一方通行のような感じになってくるわ

けですので、現にもう大型トラック等が通行をしているわけです。そういった状況を見れば、やはり大型トラックも離合出来るような道路が欲しいという意味で、私はこれはやっぱり研究をしていただければならないだろうということでは言っているわけです。

特に町長も今回出された、東彼杵町基本計画の第4次総合計画見直しの中で、交通通信計画ということで交通計画の中で、広域農道完成に合わせた道路を見直す必要もあるということで、ちゃんと明記をしておられるわけです。ですからそう言った、これもそこも視野に入れながらここに計上をしておられるのではないだろうかと思って、お尋ねをしたし要望をしているところでございます。そういったところで歩道のほうも先程言われたように検討をすると言う答弁をいただきましたので、全体的に前向きに考えていただいておりますということでご理解をして宜しいでしょうか。まずはそこをもう少し具体的に言っていただければと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

いま回答しましたとおり十分そのへんを精査しまして、私も就任間もないですので、県の方と、やっぱり単独ではまず無理でございますので、十分県の方と調整をしながら、そういう補助事業あたりの活用が出来れば1番良うございますので、そのへんの確保が出来なければ、単独ではまず無理でございますので、そういう面では補助事業を活用という面では、前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

それでは、次のひさご荘の跡地の問題でお尋ねを致します。これは先程述べましたように、これは私も調べまして昭和42年に建設をされているようでございまして、約4300㎡あるわけですが、これはやはり今回の事業の中で1月末には完成する予定でございますので、そこで現在地の宿舎あたりも、ひさご荘も解体をされる、そういった福祉組合の議案の中でも挙がってきておりました。そういったことで解体も含めて実施をされるわけですが、やはりせつかく、現在は福祉組合の用地であります、これをやはり東彼杵町が、借り受けるなり何なりして、やはり先程からも交流人口の拡大ということで岡田議員からも質問があつておりましたけれども、ここを何とか駐車場にするとか、或いはまた道の駅あたりに、逆に又貸しじゃないわけですが、そういった感じでもう少し道の駅あたりも拡充をさせていただいて売り場、店舗あたりの拡幅をしていただければ、もっと今この売り場の内装あたりも買いやすく、またお客さん達も来たときに、東彼杵町がPRの効果があるのではないだろうかと思つているということです。

そしてまた、そこには歴史資料館も隣にあります。そういった中で、歴史資料館も現在のところは国道沿いのほうから入るようになっております。それがやはり道の駅に今

現在、車を駐車していくと、入り道がちょっと分からないような、地元の人には分かるわけですが、余所の人は中々、入る場所等が分かりにくいなという感じがしております。

そういった事で、ひさご荘移転後に現在のひさご荘あたりから入れるような通路が設けることが出来れば、もっと歴史資料館も生きてくるのではないだろうか。そして現在、歴史資料館もこの何人かの方で運営をしておられますが、色々な趣向を凝らしたイベントをやっていただいて、私も21年度22年度の実績を、昨日歴史館の方でも調べさせていただきましたけれども、21年度は3788人、22年度は8458人と倍増をしている、やっぱり努力をされておるなと伺えます。

そういった中で、もっと歴史資料館にも立ち寄っていただいて、東彼杵町を発信することが出来ればなと思っておりますので、特に福祉組合の正副管理者の会議で、そういったまず東彼杵町から働きかけをしていかないと、多分議長からは東彼杵町はどうかという声はあまりかかってこないのではないだろうかと思っておりますが、そのへんの考えはどうでしょうか。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

まずは配置等につきましては、先程も申しましたとおり町民の方を交えた、いわゆる意見交換の場を設けまして、そこで利用の方法とか色々ご意見を聞きながら整備計画を作っていきたいと思っております。それから、私も副管理者になっておりますので、そういう話は当然されるわけですがけれども方法が三つ位ありますので、あまり議会のほうで、この場で言うのはふさわしくないものですから、出来たら一番良いのは無償譲渡が一番良いです。だからそういうことはあんまり言えないものですから、議会の場でございますので努力は致しますので、借り受けという決め付けてしまうのはあれですので、出来ましたらそういう方法でも出来ないかということで、その方法につきましては、今から積極的にやっていきますので。当然、東彼杵町はあるわけですから他の2町からやれと言われることはまずないでしょうから、そういうことは無いと思っておりますので是非努力をしてまいりたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

実は、私が言いたいのは今から手を打っていかないと、一応3町の施設で共有財産であるわけです。これをもし、場所も良い所でございます。こういった中で他の民間の企業とか、そういうところが入りこんできて、ここを売ってくれないかとか入ってきたときには手を打てなくなるのではないかと私はこう思っているわけです。そのかわり福祉組合も財産を売って対価を貰ったほうが運営上良くなるわけです。ですから無償譲渡が一番私も良いと思っております。

しかしそういった努力を、何らかの形でしていただいてやってもらわないと、先程から言いましたように道の駅の場合は、町民の方が270人利用をされておると聞いております。町外が119人ということで、町内の方どんなして、高齢者の方も、それを野菜とか色々作ることによって健康増進も出来ているし毎日道の駅に出すことによって楽しみというのが相当あられるのではないかと、私は実際出品をしておりますが、そういうふうに聞いたりしております。そういうことで夜遅くまで野菜あたりを準備して、朝早く持って行ってということで、夕方にはまた見に行ってというような毎日日課のようにしておられる方もおられるようです。非常にそういった農業が定住していく中においては、新しい新鮮な野菜を地元の人に届けられるという意味で地産地消というのは大きく役立っている面もあるのではないだろうか。また漁業の魚介類にしても同様のことが言えるのではないだろうかというふうに思っておりますので。

町長も先程言われましたように、あまり事苦しいことを言っていれば、また3町の福祉組合の方でも、色々問題が出てくる問題があればちょっとあれですけども、そういったことで前向きに捉えていって、道の駅の方の話を聞いてみますと、やはりそういったことになればなと思いは沢山おられるようでございますし、道の駅の方の構想としては、やはり先程私が述べましたようなことが出来ればなという思いもあられるようでございます。ですから逆に賃貸料を払ってでもやりたいという思いもあられるようでございますので、そこらへんも含めた上で、3町のトップ会談というか、そういうところでまず、理事者・管理者側で話をさせていただいて議会に載せて、今年度末にはそういうふうな解体になってくるわけですので早い時期に方向性を、東彼杵町の方の方向性として、決めていただければと思っておりますので宜しくお願いをしたいと思います。

○議長（森敏則君）

町長。

○町長（渡邊悟君）

福祉組合の、構成町でございますので当然権利があるわけですから、そういうまさか民間企業へいくということは考えられません、事前に話しが出ますので。

別の案件ですけども、いま何ですか、川棚の伝染病等あたりの話も、いま伺いが挙がってきておりますので情報は必ずきます。ですから、福祉組合の事務局が勝手にするようなことはまずございませんので、十分そのへんは他の町長さんも、そういう話があれば公式でなくても非公式でも、そういう話は当然分かっておられると思っておりますので、全く東彼杵町が活用しないということは考えられませんので、そのへんは、時期を見ながら適切に協議をしてみますので宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

浪瀬君。

○3番（浪瀬真吾君）

先程から言いましたように道の駅のこと、東彼杵町の基本計画の先程言いました、

第40章計画の見直しの中での、観光の振興という中での謳っておられるわけですね。道の駅は開業以来、県内外から多数の観光客が休憩や買い物に立ち寄られ、物産館では町内の特産物も多く販売されており、大変喜ばれています。しかし、駐車場が狭く物産館までの距離が遠いなどの意見も寄せられていると。

そういった基本方針の中では観光の振興は町民の余暇活動の増進と交流人口の増加による多産業への経済的波及効果をもたらすものと認識に立ち、観光客の人数を的確に把握し、それぞれの観光資源の施設拡充とPRに務めます。ちゃんと謳ってあるのです。ですから、これに務めて先程言われるように町長、前向きにいていただければなと思っておりますので。

そういうことで私の質問を終らせていただきます。宜しくお願いします。

○議長（森敏則君）

答弁いいですね。

以上で、3番議員浪瀬真吾君の質問を終ります。

これで、一般質問を終ります。以上で、本日の日程は全部終了致しました。本日はこれで散会します。お疲れ様でした。

散 会（午後2時47分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

平成 23年 11月 14日

議 長 森 敏則

署名議員 浪瀬 真吾

署名議員 堀 進一郎